

占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討

—— 法的枠組みに着目して ——

松 下 佳 弘

論文要旨

一九四九年一〇月から一月にかけて、日本政府は、全国約三六〇校の朝鮮人学校の閉鎖とそこに学ぶ四万人の朝鮮人児童生徒に対して公立小中学校への就学を都道府県に命じた。この朝鮮人学校閉鎖措置は、「団体等規正令」による朝連解散を理由になされたとされたが、学校閉鎖を正当化するための法的な枠組みや整合性、その過程等について詳細な検討が必要であるというのが本研究の立場である。本稿では、措置の法的な枠組みについて明らかにした上で、政府が都道府県に発した通達等の指示文書と都道府県に残された行政文書を資料に、学校を朝連による設置あるいは朝連の所有財産と見なすための判断基準について検討する。そして、実際には学校教育法の諸規定との整合性を保つためにどのような法の執行がなされ、そこにどのような問題があったのかについて明らかにするものである。

はじめに

一 閉鎖措置の枠組み

(一) 概要

(二) 法的枠組み

二 学校に対する法の執行

(一) 設置者、所有者に関する調査

- (二) 「二政令適用校」
 - (三) 「第一三条適用校」
 - (四) 第一三条をめぐる「疑義」
- 三 措置後の中央と地方の動向
- (一) 私立学校法の制定
 - (二) 地方自治体の動向
- まとめ
- (資料)

はじめに

本稿は、占領期の一九四九年一〇月から一二月にかけて政府によってなされた朝鮮人学校閉鎖措置について、その法的枠組みに着目して検討するものである。

一九四八年一月、文部省は、朝鮮人児童生徒の小中学校への就学とこれまで自主的に運営してきた朝鮮人学校に、私立学校としての「認可」取得を義務づけた。同年四月、兵庫県や大阪府などでは、軍政部の指令を受けた府県教育当局が、公立学校への転校指示、学校閉鎖命令などを発したことから、学校を経営していた在日朝鮮人連盟（以下、朝連）は、激しい反対運動を展開し、阪神地方では多数の朝鮮人が検挙される事態となった。同年五月、文部省との交渉が進展し、「覚書」が締結された。これは、朝鮮人学校を日本の教育法制の下に置くことになり、教育内容が、大幅な統制を受けることになるという、朝連には極めて不利な内容であった。これにより、私立朝鮮人学校としての設置認可などの暫定的な措置がとられ、「小（中）学校」および「各種学校」として認可された学校数は、二〇〇校を超えた。これ以降、朝連は、朝鮮人学校の自主性を確保と併せて、教育費の公費支出を求める運動を展開した。翌一九四九年五月、国会で朝鮮人学校への公費助成が決議され、各地で公費

助成が行われようとした。しかし、同年九月の「団体等規正令」による朝連解散、一〇月の朝鮮人学校閉鎖という政治的な「解決」により、教育費問題は「解消」した。

筆者は、これまで一九四八年五月の「覚書」から一九四九年一〇月の学校閉鎖に至る一年余り時期における事象に着目して、研究を進めてきた。ここでは、独自の「覚書」により、公立学校の中での「朝鮮人独自の教育」を一定の範囲内で認めようとした京都府の措置、学校設置認可を受けた私立朝鮮人学校に対して公費支出を求めた朝連の運動など、朝鮮人教育を公教育とのかかわりの中で実現しようとする動きに注目した¹。さらに、私立学校への公費支出を可能とする私立学校法が、制定されるならば、法的には朝鮮人学校だけを除外することが困難になるという判断が、政府内部になされていた事実も指摘した²。朝鮮人教育をめぐるこれら一年余りの動きの中に、この閉鎖措置を置いてみるならば、法務府、文部省の指示により地方行政当局がなした閉鎖措置を正当化するための法的な枠組みや整合性、その過程等について詳細な検討が必要であるというのが、本研究の立場である。

この学校閉鎖措置は、全国約三六〇校の朝鮮人学校に対して、警察力を用いて一斉に閉鎖するという異常な事態であったことから、これまでも注目されてきた。代表的な通史研究である小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史篇』（一九七三年）では、戦後の在日朝鮮人に対する教育政策は、「朝鮮人学校の抑圧と同化教育の全面化」であったとの認識のもとに、政府が発した「方針」や「通達」等を分析し、閉鎖措置は「在日朝鮮人の組織と運動を奪ったうえで学校閉鎖を強制しようとするもの」であり、「その攻撃は全面的かつ徹底的になる性格を有していた」と結論づけた³。その後、朝連解散にかかわる占領軍文書、行政文書、朝鮮人運動の資料が整理され、この時期の朝鮮人学校政策に占領軍が深くかわっていたことが、明らかになってきた。金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（一九九七年）では、法務総裁殖田俊吉が、内閣総理大臣吉田茂に提出した政策文書を根拠に、一連の措置は、「在日朝鮮人に対する日本政府の権限を示す絶好の機会とされたのではないか」と分析した⁴。また、占領政策史や対在日朝鮮人政策史などの分野での朝連解散についての研究や地方での朝鮮人学校の研究においても、閉鎖措置についての研究が蓄積されてきた⁵。

これら従来の研究においては、一九四九年の閉鎖措置は、ポツダム勅令に基づく「団体等規正令」及び「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」によるものであり、占領軍統治下においての朝鮮人運動の非政治化、弱体化を意図したという政治的な側面から理解されてきた。かかる理解には、筆者も基本的には同意するところである。ただし、これら二政令が、ポツダム政令として「超憲法的性格」を持つとされていた占領統治下の法施行の事情を考慮したとしても、適用範囲に関しては、解釈の揺れが存在した上に、当時全ての学校が二政令に基づいて閉鎖

されたわけではないという事実に着目すべきと考える。朝鮮人学校の閉鎖措置をめぐる法的根拠ともいべきものは、実は相当に薄弱だったのではないか。また、閉鎖に関与した主体、すなわち文部省や法務府など関係諸官庁、あるいは地方自治体も、法的根拠の薄弱さをある程度認識しており、そのために法の執行にあたって微妙な見解の違いが生じざるを得なかったのではないか。こうした点に着目することにより、朝鮮人学校閉鎖措置をめぐる「合法性」の質ともいべき問題を批判的に考察することが、本研究の課題である。

そこで本稿では、まず、学校設置者や施設の所有者が朝連であると見なすか否かによって二分されていた閉鎖措置の枠組みについて検討する。その上で、法務府等の通達や指示文書から、学校を朝連設置あるいは朝連所有と見なすためにどのような判断基準が用意されたのか、また、都道府県がとるべき手続きなどを詳細に明示した「措置細目」から、朝連設置あるいは朝連所有とは見なすことができなかつた学校に対して、どのような「所定の手続き」が命じられたかを明らかにする。そして、実際には、学校教育法等の諸規定との「整合性」を保つためにどのような法執行がなされ、そこになどのような問題があったのかについて検討する。それについては、主として以下の行政文書を主な資料として活用する。

- ・『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（『外交記録公開文書Ⅰ-0043』、外務省外交史料館）
- ・「昭24解散団体財産管理 昭05-9」、「同昭05-10」及び「昭24-26学事（昭03-62）」（『滋賀県行政文書』⁷⁾）
- ・「昭和二十六年解散団体関係雑書綴」ほか（『歴史的公文書』、神奈川県立公文書館）

一、閉鎖措置の枠組み

(一) 概要

一九四九年四月四日、日本政府は、政令として「団体等規正令」を制定、九月八日にこれを朝連に適用し、団体解散、財産の接収並びに主要役員の公職追放をした。⁸⁾ 朝連の行為が、第二条第一号（占領軍に反する行為）及び第七号（暴力主義的方法の是認・正当化）に該当するとした。⁹⁾

一〇月一二日、政府は、朝連解散を理由に「朝鮮人学校処置方針」（以下「処置方針」）を閣議決定した。「処置方針」は、①朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う。②朝鮮人学校は嚴重に日本の教育法令に従わせる。③朝鮮人学校の公費負担はしない。の三点である。翌一〇月一三日、法務府特別審査局長吉河光貞及び文部省管理局長久保田藤磨は、通達「朝鮮人学校に対する措置について」を発し、「措置要綱」（以下「要綱」）

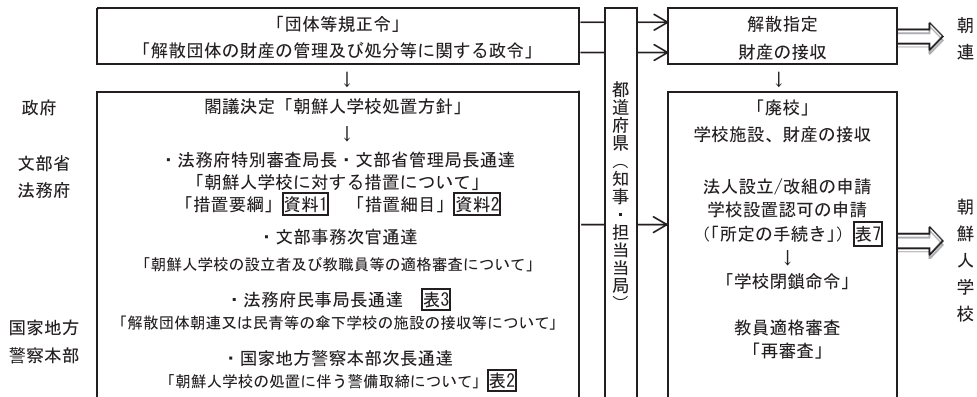
及び「措置細目」(以下「細目」)に基づく措置を私立学校の監督庁である都道府県に命じた。¹²⁾ 前年五月の「覚書」が「必ずしも遵守されていない」ので、朝連の「解散指定が行われたことにより、この際日本の法令に基く命令を厳正に遵守させる」ことをその理由とした。「要綱」には、「学校について」「学校管理組合の役員・学校の教員等について」「名称について」など七項目にわたる措置内容が、「細目」には、都道府県がとるべき法執行の手續きや判断基準などが、一二項目にわたり列挙されている。さらに、各項目には、「団体等規正令」及び「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」¹³⁾(以下、まとめて「二政令」とする)と学校教育法を根拠に、学校閉鎖と学校の管理運営と教育内容から朝連の影響を悉く排除するための詳細な措置が明示されている。

こうした学校に対する「処置」と同時に、学校関係者に対する「処置」も命じた。同じ一〇月一三日、文部事務次官伊藤日出登は、都道府県の教職員適格審査委員会に対して、通達「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」を発し、この措置により新たに設置または改組することになる学校の法人役員と教職員に対する教職適格審査の「再審査」を命じた。¹⁴⁾ 通達は、「教職員の除去及び就職の禁止等の件の施行に関する規則別表第一、第三号」¹⁵⁾、即ち「連合国軍の日本占領の目的と政策に反対」についての該当事実を、「各都道府県の所管課、地方検察庁、国警等」から「極秘裏」に収集し、一〇月三二日までに完了するよう指示している。

都道府県当局は、一〇月一九日、全国一斉に朝鮮人学校に対し、「要綱」に基づく措置を通告した。設置者が朝連であると見なした学校は、即刻「廃校」及び学校施設、財産の接収措置を、それ以外の学校には、一四日以内に財団法人の改組又は新たな設置や各種学校設置の認可申請を命じた。また、無認可の教育類似施設(以下「無認可の学校」)には、解散するよう命じた。これは第一次措置と呼ばれる。¹⁶⁾ 申請手続きをした財団法人については、文部省が審査した。そして、一二月五日、文部省は、例外的に一法人を認可したのみで、他は全て「不認可」とした。¹⁷⁾ これを受けた都道府県当局は、不認可にした学校と認可申請をしなかった学校に対して、学校教育法に基づく学校閉鎖命令を発し、閉鎖の措置をとった。これは第二次措置と呼ばれる。¹⁸⁾

一〇月から一月にかけてのこれらの措置は、法務府特別審査局、同民事局及び文部省管理局の「極秘」扱いの通達や警察電報などによる詳細な指示の下で、都道府県総務部等の担当当局が、朝鮮人学校に対して通告や処分を実施する方法をとった。また、学校施設及びこれに附属する財産の接収という強制執行を伴ったことから、執行に「反抗反対」する朝鮮人に対する警備取締に国家警察と自治体警察があたった。これらの通達等による措置執行の概要を図1として示した。

図1 学校閉鎖措置執行の概要



(二) 法的枠組み

措置は、朝連が団体解散されたことを理由に、二政令と学校教育法を根拠にして朝鮮人学校を閉鎖し、児童生徒を公立学校に収容することであった。そのため、法執行は、学校の設置者や学校施設の所有者が、朝連や朝連関係者であるか否かにより異なる。学校設置者が朝連もしくは朝連関係者である学校には、「団体等規正令」による朝連解散を根拠に「廃校」とし、これら朝連設置の学校と学校施設所有者が朝連である学校には、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」に基づき、学校施設の接收をする。それ以外の学校には、学校教育法に基づき、法人・学校の認可手続きを命じた上で、最終的には、第一三条の規定により学校を閉鎖することとした。これが措置の法的枠組みである。

そこで、本稿では、対象の学校を学校設置者と施設所有者の点から四つの類型に分類し、表1として示した。タイプAは、設置者、所有者がともに朝連もしくは朝連関係者であるもの、タイプBは、所有者のみが朝連であるもの、タイプCは、設置者のみが朝連もしくは朝連関係者であるもの、タイプDは、設置者、所有者ともに朝連や朝連関係者ではないものである。さらに、表1には、学校類型ごとに法執行の過程を示した。学校閉鎖は、タイプA、B、Cに対しては二政令を根拠とし、タイプDには学校教育法一三条を根拠したことから、本稿では、前者を「二政令適用校」、後者を「第一三条適用校」と呼ぶ。次に、この四タイプの学校類型を用い、学校に対する法の執行と法人や学校認可の続きの過程を図2として示した。これにより、学校類型ごとの適用法令とその執行や手続きの過程が明確になる。さらに、第一次措置及び第二次措置の措置の内容と手順を、表2として示した。これは、国家地方警察本部次長溝淵増己⁽²⁾が発した通達「朝鮮人学校の処置に伴う警備取締について」に明示されたものである。措置の執行は、①一〇月一九日午後三時、通告、指令、財産接收(第一次措置)、②一二月二日、「手続期限満了」、③一二月四日午後三時、学校閉鎖命令、財産接收(第二次措置)、という日程である。通告から手続き締切りまでが、わずか二週間である。

表1 学校の様態と適用する法令及び閉鎖学校数

学校の様態			適用する法令 (○…適用)			措置の類型	閉鎖学校数	
学校類型	学校設置者	施設所有者	団体等規正令	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令	学校教育法第13条		第一次措置	第二次措置
Type A	朝連 朝連関係者	朝連	○ 「廃校」	○ 接収		「二政令適用校」		
Type B	朝連/朝連関係者でない	朝連		○ 接収		「二政令適用校」	74	63
Type C	朝連 朝連関係者	朝連でない	○ 「廃校」	○ 接収		「二政令適用校」		
Type D	朝連/朝連関係者でない	朝連でない			○学校閉鎖命令	「第13条適用校」	16*	209

* 第一次措置で接収されずに閉鎖された16校は解散勧告に従った学校であると考え、学校閉鎖命令が発せられたか否かは不詳であるが、本表ではTypeDに含めた。

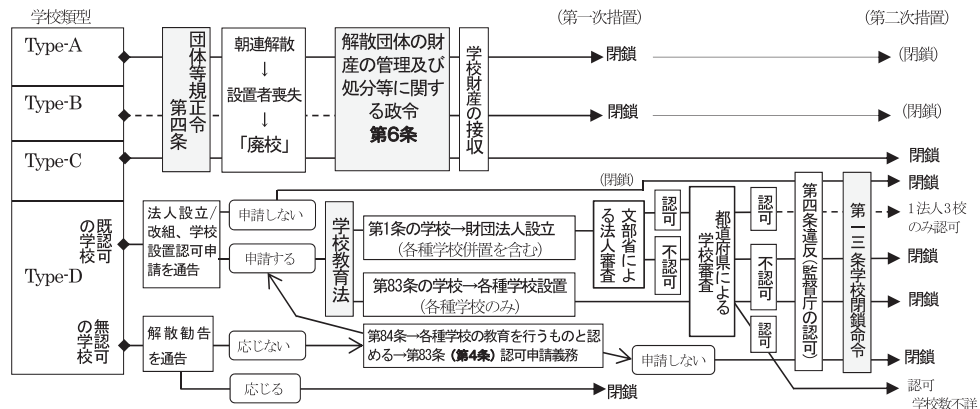
表2 措置内容と手順

〔第一次措置〕 10月19日 午後3時 都道府県から学校に通告・指令（責任者が持参し、学校責任者に手渡す）	〔第二次措置〕 11月4日 午後3時
朝連等の直営の学校→廃校、当日以降の教育活動の停止を通告。同時に又は2日以内に財産を接収する。	
朝連等の直営以外の学校 ・既認可校（仮認可校）→次の事項を実施させ2週間以内に知事に申請（届出）させる。 a 学校関係団体の主要幹部から朝連構成員の排除及び1/4を超えないよう改選。 b 校長、教職員はaに準じ、適格審査を受ける。 c 被追放者を学校関係団体から排除する。 d 規約、綱領の改正をする。（関係団体の役職員から朝連支持者・役職員等排除） e 学校、関係団体の名称から朝連を想起させるような字句を削除する。 f 実質的に朝連との関係傾向を払拭する。 ・無認可校→解散勧告をなすと共に2週間以内にa～fに準じた認可申請をさせる。 ・義務教育以外の学校→認可、無認可に応じた措置、手続をとらしめる。 ・財団法人の設置する学校→a～fに準じた措置手続の外、財団法人としての要件を履行する様通告し手続をさせる。	・手続をしないものは閉鎖命令を出し、応じないものは代執行をなし、朝連と関係あるものは財産接収を行う。 ・手続をしたものは4日までに厳重審査の上許否を決し、（義務教育を行うものは不許可としその他のものは不許可の方針をとる）不許可のものは閉鎖命令を出し、応じないものは代執行をなし、朝連と関係あるものは財産接収を行う。

11月2日「手続期限満了」

以下の通達文書をもとに作成した。国家地方警察本部次長発、各警察管区本部長及び各都府県方面本部警察隊長宛通達「朝鮮人学校の処置に伴う警備取締について」（国警本部発備95号）1949年10月17日。（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』、外務省外交史料館）

図2 学校類型による法執行の過程



そして、措置の根幹といえる学校施設の接収については、表3として示した。これは、法務府民事局長村上朝一²²⁾が、都道府県知事宛に発した一〇月一三日付通達「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」に明示されたものである。「解散団体の財産及び管理の処分等に関する政令」では、「解散団体の動産、債券その他の財産は国庫に帰属」(第三条)させ、「解散団体の財産を保全するための必要な措置」(第六条)をとるとしている。これが接収である。この規定により、朝連の財産とされた校舎等の学校施設、椅子・机等の備品、銀行預金などが接収される。「義務教育を目的とするものであると否とを問わず、又認可の有無を問わず」、「校舎その他一切の施設を接収する」との文言は、朝連解散という絶対的な措置を前に、学校教育法上の根拠や手続きは、二次的な問題と見なしていたことを示している。

その結果、第一次措置及び第二次措置より閉鎖した学校数を、都道府県別に表4として示した。文部省が作成した措置による閉鎖学校の一覧表をまとめたものである。

以上の法的枠組みのもと、法務府特別審査局、民事局、文部省管理局、国家地方警察本部の政府部局の命により、実際の執行は、都道府県総務部等の地方当局及び自治体警察が担った。あらゆる方策を講じて朝連との関連を見出し、可能な限り接収という強制執行措置をとることが基本方針であったと考えられる。詳細は、いずれも次章で検討する。

表3 学校施設の接収措置

<p>一、解散団体の傘下学校(学校の種類、認可の有無、設置者又は所有者の何人であるかを問わない)施設内には解散団体の財産で学校施設以外のものが隠匿されている疑のあるものについては、「解散団体の財産及び管理の処分等に関する政令」第十七条第二項の規定の基き、貴庁吏員をして、十月十九日午後三時を期し、立ち入り検査をさせ、かかる財産を発見した時は直ちに当該財産を接収すること。</p> <p>二、解散団体(支部長その他代表者名義を含む)が設置者となつてい学校(各種学校及びこれに準ずるものを含む)の施設は、解散団体の所有し、又は使用する財産に該当するから、義務教育を目的とするものであると否とを問わず、又認可の有無を問わず十月十九日午後三時閉鎖命令を示達すると同時に又は遅くともその二日以内に校舎その他一切の施設を接収すること。</p> <p>三、解散団体以外の者(学校管理組合、財団法人及び個人を含む)が設置者となつてい学校(各種学校及びこれに準ずるものを含む)で解散団体所有の建物(解散団体の支部長その他代表者名義を含む)を校舎として使用しているものは、十一月四日閉鎖指令を示達すると同時に又は遅くともその後二日以内に校舎その他一切の施設(解散団体の所有でないことが明らかでないものを除く)を接収すること。解散団体所有の財産であるものが明白でなくても、解散団体の所有と認むべき疑のあるものも、また前掲政令第六条の規定に基き保全措置として同様接収すること。</p> <p>四、解散当時、解散団体の所有でないことが明かなものでも、かつて解散団体の所有していた財産で解散団体から有償又は無償で譲受けて現に学校施設となつていものについては、前掲政令第六条の規定に基き保全措置として前項と同様、接収すること。</p> <p>五、教育関係の預金等については、昭和二十四年九月十一日付法務府民事局民事甲第二〇七五号通達のとおり支払又は返還の停止をしなかつたが、校舎等の接収と同時にかかる預金についてもその現在高を接収すること。</p> <p>六、教育関係の郵便貯金等については、昭和二十四年九月十二日付法務府民事局民事甲第二〇八二号で郵政省貯金局長に前項と同旨の連絡をしていたが、かかる郵便貯金等についても前項と同様、措置すること。</p>
--

以下の通達文書をもとに作成した。法務府民事局長発、都道府県知事宛通達「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」(民事甲2365号)1949年10月13日。(「昭24解散団体財産管理」昭05-9、「滋賀県行政文書」)

表4 文部省調べによる都道府県別閉鎖学校数・生徒数

認可の有無	第一次措置による閉鎖学校数				第二次措置による閉鎖学校数				閉鎖された学校の総生徒数	
	接取あり		接取なし		接取あり		接取なし			
	認可校	無認可校	認可校	無認可校	認可校	無認可校	認可校	無認可校		
根拠とする法令	二政令による接取				(不明)				二政令による接取	第13条による学校閉鎖命令
北海道	1	0	0	0	「該当がない」				83	
青森県	「該当がない」				「該当がない」				0	
岩手県	「該当がない」				0	2	0	0	90	
宮城県	0	5	0	6	「該当がない」				69	
秋田県	「該当がない」				「該当がない」				0	
山形県	0	0	0	3	0	1	0	0	142	
福島県	0	1	0	0	「該当がない」				9	
茨城県	「該当がない」				2	0	5	1	511	
栃木県	0	4	0	0	「該当がない」				133	
群馬県	「該当がない」				「該当がない」				0	
埼玉県	「該当がない」				0	0	5	1	152	
千葉県	「該当がない」				0	0	6	2	474	
東京都	0	2	0	0	0	0	18	0	3,987	
神奈川県	9	0	0	0	0	0	3	0	1,383	
新潟県	「該当がない」				0	0	2	0	136	
富山県	「該当がない」				0	0	2	0	62	
石川県	0	0	0	1	「該当がない」				80	
福井県	「該当がない」				8	0	0	1	744	
山梨県	「該当がない」				0	1	0	1	47	
長野県	0	0	0	2	0	0	0	2	258	
静岡県	「該当がない」				0	2	0	5	438	
愛知県	「該当がない」				0	0	28	3	4,027	
岐阜県	「該当がない」				0	0	7	1	470	
三重県	「該当がない」				1	0	4	0	635	
滋賀県	「該当がない」				0	6	0	5	625	
奈良県	「該当がない」				「該当がない」				0	
京都府	「該当がない」				0	0	10	3	1,215	
大阪府	「該当がない」				1	1	23	16	9,687	
兵庫県	「該当がない」				1	0	24	15	5,779	
和歌山県	1	2	0	0	0	0	2	1	312	
岡山県	「該当がない」				6	3	3	1	1,771	
広島県	「該当がない」				13	2	2	0	1,049	
鳥取県	0	1	0	0	「該当がない」				24	
島根県	「該当がない」				0	5	0	0	291	
山口県	24	0	0	0	0	6	0	0	2,481	
香川県	「該当がない」				1	0	0	0	30	
徳島県	「該当がない」				「該当がない」				0	
愛媛県	0	2	0	0	「該当がない」				158	
高知県	「該当がない」				「該当がない」				0	
福岡県	16	6	0	0	「該当がない」				2,719	
佐賀県	「該当がない」				「該当がない」				0	
長崎県	0	0	3	1	0	0	0	3	310	
大分県	「該当がない」				0	0	0	3	110	
熊本県	「該当がない」				「該当がない」				0	
宮崎県	「該当がない」				0	1	1	0	104	
鹿児島県	「該当がない」				「該当がない」				0	
合計	51	23	3	13	33	30	145	64	40,595	

原資料は、文部省作成による「一、第一次措置による閉鎖学校（昭和二四年一〇月一九日現在）」及び「二、第二次措置による閉鎖学校（昭和二四年一月四日現在）」で、学校別の一覧表となっている。原資料には、「学校種別（小中各高）」、「認可の有無」、「教員数」、「生徒数」、「接取財産の有無」、「備考」の項目がある。本表では、原資料の「接取財産の有無」の項が「有」のものを「接取あり」、「無」のものを「接取なし」とした。「根拠とする法令」は、原資料にはなく筆者の判断によるものである。また、原資料で「仮認」とされていたものは「認可」に、「分校」とされた学校は単独校として集計した。「該当がない」の表記も原資料による。「備考」に記入されていた表記は割愛した。原資料出典 Korean School file,1949,GHQ/SCAP 文書、GS(A)02503～4

二、学校に対する法の執行

(一) 学校設置者、所有者に関する調査

閉鎖措置は、二政令の適用がその根幹にあったことから、まず、朝鮮人学校と朝連の関係を把握する必要がある。そのため、既に閣議決定以前から朝鮮人学校と朝連との関係を調べる調査が内密になされていたことが、『滋賀県行政文書』から確認できる。

まず、朝連解散の翌日の九月九日、法務府から、民事局長村上朝一発の都道府県知事宛の電報に依り、学校施設の朝連との権利関係について、以下の調査依頼がなされた。

電一一四号、発信者、法務府民事局長、受信者、各府県知事。受信時刻、九月九日一九時三五分。

「朝連等の傘下学校施設に就いては差当り接收の必要はないが、校舍等の施設に就き朝連等の所有権其他権利関係を調査の上書面を以つて報告されたい。」²⁴⁾

続いて、九月一八日には、文部省管理局長久保田藤磨から、朝鮮人学校数、生徒数についての調査依頼がなされた。

発信者文部省管理局長。受信者滋賀県総務部長。(電文訳)

「朝連ノ本部、支部、又ハ分会ガ在学中トナツテイル学校アラバ校数生徒数折返返事アリタイ」²⁵⁾

この調査依頼に、滋賀県総務部長は、九月二〇日に管理局長宛に、「デンシヨウノガッコウス」「一三」「セイトスウ」「六八〇」シガソウムブテウ」と返信した。いずれも閣議決定以前のことである。

閣議決定がなされた一〇月一日、法務府民事局長村上朝一は、「校舍等の施設につき朝連等の所有権其他権利関係」の調査報告を求める通達を都道府県知事宛に発した。全文を表5として示した。これは、さらに「詳細に調査する必要がある」として、「学校の設置者及び責任者」「学校施設の所有権等その他の権利関係」など八項目にわたる報告を求めたものである。この調査依頼に対して、神奈川県では、県内朝鮮人学校の九校について、調査項目に沿った学校ごとの報告書を作成し、民事局長に提出している。このうち、朝連横浜小学校の報告書を表6として示した。²⁶⁾ 全国の都道府県ではほぼ同様の報告書が作成され、これをもとに、朝鮮人学校と朝連との関係を判断したものと推測できる。

表5 法務府民事局長通達「朝連等の傘下学校施設の調査について」

<p>民事甲二三一四号(五)二七二号 都道府県知事 御中</p> <p>昭和二十四年十月十一日 法務府民事局長村上朝一</p> <p>朝連等の傘下学校施設の調査について 標記についてさきに電報で校舎等の施設につき朝連等の所有権其他権利関係を調査報告するよう依頼したが、本件については、なお詳細に調査する必要があるので左記事項につき御調査の上至急本府に報告願います。</p> <p>一、学校の名称、所在(注) 朝連の直系のもの(2) 財団法人組織のもの(3) 学校管理組合のもの 等があるので学校の名称は正式のものを記載すること。</p> <p>二、学校の種類、認可の有無</p> <p>三、学校施設</p> <p>(一) 土地(建物敷地、運動場) 坪数 (注) 略図を別紙として添付すること。</p> <p>(二) 建物(校舎、教室、附属建物) 構造 坪数 (注) 略図を別紙として添付すること。</p> <p>(三) 備品(机、椅子、黒板等) (四) その他の設備</p> <p>四、当該学校の設置者及び責任者</p> <p>五、運営状況、教育状況</p> <p>六、学校施設の所有権その他の権利関係</p> <p>七、朝連等との関係</p> <p>八、その他参考となる事項</p> <p>備考 一、朝連等の財産接取にあたって一応学校施設として接取を見合せてものについてすべて報告すること。即ち朝連等の所有(使用)の建物の一部を講習会、夜学、若しくは寺小屋式の教育施設として使用しているものについても、接取を見合せてものは全て報告すること。</p> <p>二、朝連等の事務室、集会場、その他を教室に使用しているときはその状況を第八に記載すること。</p> <p>三、第五の教育状況には生徒数、教員数等についても記載すること。</p> <p>四、報告は学校ごとに区別して調製すること。</p>	<p>法務府民事局長</p> <p>昭和二十四年十月十一日附民事甲号二三一四号にて御通牒にありました標記のことについて別紙のとおり御報告いたします。</p> <p>一、学校の名称、所在 朝連横浜小学校 横浜市神奈川区澤渡二ノ三</p> <p>二、学校の種類、認可の有無、小学校(本校) 昭和二十三年六月十五日学校教育法第四條により認可</p> <p>三、(学校施設) 別紙の通り(省略)</p> <p>四、当該学校の設置者及び責任者 設置者 横浜市中区石川町五ノ一九八 在日本朝鮮人連盟 横浜支部委員長 盧在浩 責任者 校長欠員の為 鄭乙鳳(教員)</p> <p>五、運営状況、教育状況 生徒数 二四九 教員数 五</p> <p>六、学校施設の所有権その他の権利関係、 横浜市中区石川町五ノ一九八 在日本朝鮮人連盟横浜支部 委員長 盧在浩 責任者 校長欠員の為 鄭乙鳳</p> <p>七、朝連等との関係、設置者が朝連なる為朝連財産とみなす。 八、その他参考となる事項、 教員名 鄭乙鳳(29) 田弼源(27) 鄭昌奎(28) 洪哲(22) 金任生(22)</p>
--	---

出典：法務府民事局長村上朝一発、都道府県知事宛通達「朝連等の傘下学校施設の調査について」1949年10月11日(民事甲二三一四号(五)二七二号)〔昭和二六年解散団体関係雑書綴〕『歴史的公文書』神奈川県立公文書館

表6 神奈川県「朝連等の傘下学校施設の調査について(朝連横浜小学校についての報告書)」

<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">生徒数</td> <td>クラス数</td> <td>一年</td> <td>二年</td> <td>三年</td> <td>四年</td> <td>五年</td> <td>六年</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>男女</td> <td>二五</td> <td>一三</td> <td>二九</td> <td>二五</td> <td>一七</td> <td>二〇</td> <td>一三九</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>二四</td> <td>一二</td> <td>二二</td> <td>二八</td> <td>一一</td> <td>一一</td> <td>一三</td> <td>一〇</td> </tr> </table>	生徒数	クラス数	一年	二年	三年	四年	五年	六年	合計	男女	二五	一三	二九	二五	一七	二〇	一三九	女	二四	一二	二二	二八	一一	一一	一三	一〇	<p>法務府民事局長</p> <p>〔神奈川県〕知事</p> <p>昭和二十四年十月十一日附民事甲号二三一四号にて御通牒にありました標記のことについて別紙のとおり御報告いたします。</p> <p>一、学校の名称、所在 朝連横浜小学校 横浜市神奈川区澤渡二ノ三</p> <p>二、学校の種類、認可の有無、小学校(本校) 昭和二十三年六月十五日学校教育法第四條により認可</p> <p>三、(学校施設) 別紙の通り(省略)</p> <p>四、当該学校の設置者及び責任者 設置者 横浜市中区石川町五ノ一九八 在日本朝鮮人連盟 横浜支部委員長 盧在浩 責任者 校長欠員の為 鄭乙鳳(教員)</p> <p>五、運営状況、教育状況 生徒数 二四九 教員数 五</p> <p>六、学校施設の所有権その他の権利関係、 横浜市中区石川町五ノ一九八 在日本朝鮮人連盟横浜支部 委員長 盧在浩 責任者 校長欠員の為 鄭乙鳳</p> <p>七、朝連等との関係、設置者が朝連なる為朝連財産とみなす。 八、その他参考となる事項、 教員名 鄭乙鳳(29) 田弼源(27) 鄭昌奎(28) 洪哲(22) 金任生(22)</p>
生徒数		クラス数	一年	二年	三年	四年	五年	六年	合計																		
	男女	二五	一三	二九	二五	一七	二〇	一三九																			
女	二四	一二	二二	二八	一一	一一	一三	一〇																			

出典：「朝連等傘下学校の調査について」法務府民事局長宛1949年10月25日付提案文書〔朝連学校関係綴〕『歴史的公文書』神奈川県立公文書館

法務府は、朝鮮人学校については「差当り接収の必要はない」としつつも、朝連解散の翌日には、接収についての調査を開始していたことを確認しておく。

(二) 「二政令適用校」

既に明らかにしたように、学校の設置者や学校施設の所有者が朝連である学校には、二政令を適用することにより学校を閉鎖した。これは、学校教育法に基づき設置認可した私立学校に対して、同法第一三条の規定「監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる」を適用することなく、学校を閉鎖したという点で注目すべきである。では、どのような法執行がなされたのか。

まず、第一次措置において、学校設置者が朝連である学校、即ちタイプA及びタイプCに対して、都道府県当局は、以下の通告をした。

「九月八日の朝連の解散指定によって元朝連○○学校は設置者を失い、当然に廃校となったものである。依って当然○○学校は一切の教育活動⁽²⁸⁾を停止されたい」

通告文は、学校教育法に基づくいわゆる学校閉鎖命令とは異なる意味合いを持つ。学校設置者を失ったことを理由に「廃校」とし、教育活動を停止せよというものである。「当然に廃校となったもの」、「一切の教育活動を停止」という文言が使われているのはこのためである。ここで問題となるのは、設置者が朝連であると見なす判断基準である。「要綱」では、朝連の「本部、支部等が設置していた学校」としているが、「細目」では、「朝連の本部長、支部長等の個人が設置者となっていた学校を含む」とし、朝連に関係する「個人」にまで拡大している。しかも、「朝連の本部長、支部長」に「等」を付けることにより、拡大解釈が可能な規定になっている点に注目したい。

さらに、これら設置者が朝連関係の学校施設に対しては、「解散団体の所有し、又は使用する財産に該当する」(表3-1-2)という理由で、学校施設を接収する措置をとった。ここでは、接収対象の判断基準を「所有する」財産だけでなく、「使用する」財産にまで拡大している点に留意すべきである。つまり、設置者が朝連関係である学校は、学校施設が朝連「所有」でなくとも、朝連「使用」であれば、接収することとしたことである。これにより、タイプA及びタイプCは、学校施設が接収された。

その上で、第二次措置においては、設置者が朝連関係ではないが学校施設所有者が朝連である学校、即ちタイプBにもこの接収が適用された。法務府は、「解散団体所有の建物を校舎として使用している」学校に対して、「一月四日閉鎖指令を示達すると同時に、又は遅くともその二日

以内に校舎その他一切の施設を接収すること」(表3-13)を命じた。

ここでは、設置者という主体を判断基準にするばかりではなく、校舎として使用している建物も判断基準に含めた点に留意すべきである。しかも、その際、「朝連所有の建物」と見なす判断基準を、「解散当時、解散団体の所有でないことが明かなものでも、かつて解散団体の所有していた財産で解散団体から譲り受けて、現に学校施設となっているもの」(表3-14)とした。即ち、解散指定時点で、朝連所有の建物でなくとも、かつて朝連所有という記録があれば、「朝連所有の建物」と見なしたわけである。このように、二政令の適用対象とする判断基準は「細則」や通達により何重にも拡大解釈する余地が与えられていた。ひとつは、設置者が朝連という団体そのものではなく「朝連の本部長、支部長等の個人」という方向性であり、ここに「等」をつけることにより、恣意的な判断の余地をさらに大きくしている。もうひとつは、使用する校舎が朝連の所有である、あるいはかつて朝連の所有だったという方向性である。こうした拡大解釈の余地の大きさは、それ自体としては権力の濫用という側面を持つ。それと同時に重要なのは、朝鮮人学校をめぐる所有権等の法的な権利関係について、行政の側で把握ができていないことの現われともいえることである。それは、行政側の調査不足の結果であると同時に、おそらく朝連関係者の側で接収という事態を予測して、組織名義の所有物を個人の名義に移すなどの対抗措置を講じたためであり、水面下における行政と朝連関係者の対抗関係のひとつと見ることもできる。

こうした法の執行における拡大解釈については、閉鎖の主体である法務府の当事者も自覚していた。このことは、滋賀県総務部調査課主事武部正義の「復命書」からわかる。「復命書」は、一〇月二七日より、「法務府民事局第五課、同特審局第四課、文部省管理局庶務課におもむき、解散団体の資産売却実施要領、朝鮮人学校問題等に関し、各々主管課に於て打合せ質疑をなした」記録である。²⁹ 関連部分を資料3として示した。武部は、解散団体財産接収担当の法務府民事局第五課で、朝鮮人学校財産と朝連との関係について、「確実なる証拠をつかみ得ず、来月四日の閉鎖期限までに調査不能な場合の措置」を「問」う。第五課の「答」は、「かつて朝連、民青所有資産の疑のあるものは、団体等規正令第六条に基き保全処分をなし、反証を求めめる等の手段を講じ、鋭意糾明し積極的に処理」せよ、「かつて朝連何々学校とか、設立者が朝連の有力なメンバーであるものは一応疑あるもの」と考えよ、というものであった。

また、左翼団体担当の同府特別審査局第四課では、「朝鮮人学校団体が団体等規正令第五条に該当如何が、学校認可の可否を決するので、慎重を期したいが、解散団体朝連、民青の団体名簿がないので、構成員認定に困却しているので具体的な方法が承りたい」と質疑した。第四課第二係長鈴木は、「個人の言動が朝連的傾向のある者」、「解散団体のための努力的な活動をなした者」、「警察署長の証言も有力である」等から、「推

定して県知事が認定してもよい」とした上で、「名簿がないのであるから反証がないので差支はないと思う」と答えた。

これら法務府両局の指示は、朝連財産の認定には「疑あるもの」は「確実なる証拠」がなくとも「積極的に処理」せよ、構成員認定には「推定して県知事が認定してもよい」など、きわめて乱暴な法執行の指示であった。これは、いわゆるポツダム政令として「憲法にかかわりなく」、あるいは「その内容が憲法に違反する事項である」と否とを問わず効力を有するものである³⁰⁾とされてきた二政令の超憲法的性格の実態を示したものであるといえる。

以上、一〇月一九日になされた第一次措置では、宮城、山形、東京、神奈川、山口、福岡など一五都道県で、九〇校（児童生徒数約七三〇〇人）に教育活動の中止が通告され、学校閉鎖がなされた（表4）。このうち、七四校は学校施設等が接収された「二政令適用校」である。残りの一六校は接収されずに閉鎖されたものであり、多くは解散勧告に従った学校と考えられる。

(三)「第一三条適用校」

学校の設置者や所有者が朝連でない学校、即ちタイプDに対して、文部省は、「教育関係法令並びに法令に基いて行う監督庁の命令」を「厳正に遵守させる」とした。具体的には、朝鮮人学校の法人役員と教職員に対する教職適格審査という手続きにより、いわば「人」単位でその適格性を問題にしようとするものと、学校教育法に基づく学校の法人認可と学校設置認可という手続きにより、「学校」単位でその適格性を問題にしようとするものがあった。

前者に関しては、文部省の管轄であった都道府県教職員適格審査委員会が、一〇月三十一日を期限に、朝鮮人学校の法人役員と教職員に対する教職適格「再審査」を極秘裏に進めた³¹⁾。その結果、例えば、滋賀県では九名、大阪府では三二名が「不適格」判定を通告され、財団法人の設立・改組や学校の設置認可の申請に、多大の支障をきたした³²⁾。学校から軍国主義者や超国家主義者を追放するはずの教職適格審査が、軍国主義や超国家主義の被害者であるはずの朝鮮人を、朝鮮人のための学校から排除、追放するために活用されたという事実は重要であり、詳しくは別稿で論じる予定である。本稿では、後者について論じる。

後者の「学校」を単位とした対応については、既認可の学校と無認可の学校では異なる。（図2）第一次措置では、既認可の学校には、財団法人設立・改組と学校設置認可申請を、無認可の学校には、解散勧告を通告した。認可申請をしないもの及び勧告に応じるものには学校閉鎖を、

それ以外ものには、「所定の手続き」により認可申請をとるよう命じた。この「所定の手続き」の要点を表7として示した。
以下、①学校教育法第一条の学校、②各種学校、③無認可の学校の順に、対応と手続きについて論じる。

① 学校教育法第一条の学校

まず、文部省は、「学校教育法による学校は、すべて法人」であり、「法律による法人組織に切り替え申請する必要がある」とした上で、「所定の手続き」として、次の二点を命じた。(表7)

既に財団法人となっているものについては、「旧朝連、民青とは無関係な法人として、その組織を改組する必要がある」という理由により、現法人の改組・再申請を命じた。また、それ以外のものについては、「必ず法人設立の許可を申請させること」を命じた。これにより、学校教育法第一条の学校については、全て新たな財団法人の申請を義務づけ、文部省による法人設置認可審査の対象に組み入れた。

法人申請に当っては、「所定の手続き」(1)の(イ)「学校教育法第一条の学校についての所定の手続」及び(3)の「法人について」の要件を満たすこととした。要件には、朝連構成員を法人及び学校の「主要役員の職につかせない」、「役職員の四分の一を超えないようにする」などの項目がある。これは、法人役員、学校教職員、PTA等の学校関係団体などから、朝連構成員の排除を命じるもので、「団体等規正令」の「みなし規定」³⁴⁾を準用したものと見える。大半の朝鮮人学校は、朝連やその関係者によって運営され、教員も朝連との繋がりが強かったことから、この要件を満たすことは、朝鮮人学校にとっては極めて困難なものであったと考えられる。その上、法務府は、「朝連構成員」認定の判断基準を「昭和二十一年十二月二十日以降」の加入の者とし、現時点で構成員でなくても、かつて構成員だった者も対象にした。しかも、「経費の負担、当該団体の意思決定又は活動への事実の参加等をしんじやくして判断せらるべきもの」として、拡大解釈する余地を与えていた。³⁵⁾したがって、これは、到底に実現不可能な要件を提示することで、認可申請そのものを断念させることがねらいだったとみてよい。このため、地方当局には「財団法人の手続きを二週間以内に完了することは困難」であるから、申請はあるまいという判断もあった。³⁶⁾

これにより、既に学校教育法第一条により認可されていた学校にあらためて財団法人の設立認可申請を義務づけ、申請を受けた文部省が審査する、認可しなかったもの及び二週間以内に申請しなかったものは、学校教育法第四条(監督庁の認可)違反であり、監督庁である知事が同法一三条第一項(法令の規定に故意に違反)に基づく学校閉鎖命令を発する、という枠組みが成立した。(図2)

表7 学校、法人等に対する「所定の手続き」

<p>(1) 既認可のものについての所定の手続</p> <p>(イ) 学校教育法第一条の学校についての所定の手続</p> <p>a. 法令、法令に基く処分を遵守させること（要綱一の1、細目三）</p> <p>b. 教科用図書の内容を満たすこと（要綱一の2、細目四）。</p> <p>c. 教育面において朝連的色彩を払拭すること（要綱一の3）</p> <p>d. 学校施設について学校教育法第八十五条を遵守させること（要綱一の4、細目五）</p> <p>e. 朝連の構成員が学校の主要役職員の職につかせないようにすること（要綱二の1）</p> <p>f. 朝連の構成員が学校の職員の四分の一を超えないようにすること（要綱二の2）</p> <p>g. 教職適格の再審査を行うこと（要綱二の3、細目八）</p> <p>h. 朝連の被追放者を直ちに学校から排除すること（要綱二の4）</p> <p>i. 規約その他を直ちに改正させること（要綱二の5）</p> <p>j. 朝連の指導的人物の影響を排除すること（要綱二の6、7、要綱四）</p> <p>k. 名称から朝連等の字句を除去すること（要綱三）</p> <p>l. 法人によって設置されることを必要とする学校については必ず法人設立の許可を申請させること（細目一一）</p> <p>(ロ) 各種学校についての所定の手続</p> <p>(イ) の a、c、e、f、g、h、i、j、k の要件を満たさせる。</p> <p>(2) 無認可のものについての所定の手続</p> <p>学校教育法第一条の学校として認可を受けさせる場合と各種学校として認可を受けさせる場合との二つがある。この手続きは学校教育法施行規則の規定によるが此の際満すべき条件は前記(イ)の条件、後の場合には前記(ロ)の条件を満さなければならぬこと。</p> <p>(3) 法人について</p> <p>小学校中学校等法人によって設置されることを必要とする学校については必ず法人設立の許可を申請させること。この場合には通常の条件のほか（財団法人設立の申請について必要な書類」参照）特に左の条件を満たさなければならぬ。（細目一一）</p> <p>a. 法令、法令に基く処分を遵守させること</p> <p>b. 朝連の構成員が法人の主要役員の職につかせないようにすること（要綱二の1、細目九）</p> <p>c. 朝連の構成員が法人の役職員の四分の一を超えないようにすること（要綱二の2、細目九）</p> <p>d. 法人の役員について再審査を行うこと（要綱二の3、細目八）</p> <p>e. 被追放者を法人の役職員から除去すること（要綱二の4）</p> <p>f. 必要な規約を改正させること（要綱二の5）</p> <p>g. 朝連の指導的人物の影響を払拭すること（要綱二の6、7、要綱四）</p> <p>h. 名称から朝連等の字句を除去させること（要綱三）</p> <p>右は新たに法人を設置しようとする場合はもとより既認可の法人についても適用される。</p> <p>(4) 学校関係団体</p> <p>P T A、教育者同盟、同窓会其他の学校関係団体についても団体等規正法が適用される。（措置二の1、2、細目七）</p>
--

出典：『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。標題はなく「別添(二)の四」とだけ書かれた手書き3枚の文書で、同文書綴の「措置細目」の文書に続いて綴られている。「措置要綱」「措置細目」に沿った措置の「所定の手続」を示した文書と推測できる。

ここで留意すべきことは、実際に、多くの朝鮮人学校が「所定の手続き」の要件に従い、わずか二週間で、財団法人設立認可申請書類を準備し、都道府県に提出した事実である。³⁷⁾ 例えば、滋賀県では、無認可であったことにより解散を通告された、朝連系の六つの朝鮮人学校管理組合が連合し、財団法人の設立申請をした。『滋賀県文書』に残された一〇月二四日付の「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合設立申請書」は、文部大臣宛の設立趣意書、寄付行為書類一式、理事八名分の履歴書・戸籍謄本・身元証明書・教職適格確認書等に続いて、設置予定の小学校一校、各種学校五校、各々の県知事宛学校設置認可申請書、学則、学校平面図、備品一覧表、校長六名の履歴書、校長・教員二〇名の教職適格確認書等、約二〇〇枚が綴られた膨大なものである。³⁸⁾ 県の起案文書はなく、表紙右下に「滋賀県蒲生神埼地方事務所二十四年十月二十七日受領」のスタンプが押され、右上に大きく「×」が書かれている。これらのことから、六校は一〇月一九日以降に、急遽、法人の設立を準備、二〇日に理事会結成し、この申請書を一〇月二七日に県の地方事務所へ提出したことがわかる。僅か一週間で準備をしたことになる。地方事務所から受理した県がこれを文部大臣に送達したかどうかも含めて、その後の経過は不詳である。

一二月二日の「手続期限満了」を以って、都道府県の担当者は書類を文部省に持参、翌三日に文部省が審査した。一法人を除いて「不許可」、「保留」若しくは「取消し」の決定であった。文部大臣の「指令」を受理した各都道府県では四日に協議し、一月五日、都道府県知事が、関係者に「取消し」もしくは「不許可」の文部省「指令」を通告し、これを根拠に学校閉鎖命令を示達した。

② 各種学校

文部省は、既に各種学校として認可されていた学校に対しても、あらためて学校教育法第八三条による各種学校としての認可申請を命じた。

学校教育法第一条による場合とは異なり、財団法人の設立は必要とせず、「所定の手続き」の(ロ)「各種学校についての所定の手続」の要件を満たすこととした。(表7) 要件は、第一条の学校とほぼ同様であるが、「教科用図書」の条件を満たすこと³⁹⁾や「学校施設について学校教育法第八十五条を遵守させること」を省いている。これは、教育法上最低限の整合性を保とうとするならば、教科用図書の条件や第八五条遵守までを各種学校に対して要求することはできないと判断したものと考えられる。しかし、朝連構成員の排除という要件が各種学校の認可申請にとって極めて困難なものであったことは、第一条の学校と同様であった。

第一条の学校の認可と大きく異なる点は、法人の設立は必要でないため、各種学校の監督庁である都道府県が学校の認可の判断をすることで

ある。つまり、法律上は、文部省には各種学校の認可の権限はないわけである。ただし、実際には、先の滋賀県の事例が示すように、旧朝連系の学校が設立申請した財団法人は、都道府県を単位に、第一条の学校と各種学校とをまとめて経営する形態をとっていたため、この法人の審査は、文部省がすることになる。そのため、財団法人傘下として申請した各種学校は、結果として全て認可されなかった。

これに対して、法人設立を伴わない各種学校、即ち設置者を個人とする各種学校の設置認可申請は、都道府県に対してなされた。そのためと考えられるが、第二次措置終了後の十一月五日、文部省は、都道府県知事、教育委員会宛に、「通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」を発している。そこでは、「現存する朝鮮人学校を私立各種学校として設置認可申請をしてきた場合の取扱いについては、本年十月十三日附文管庶第六九号通達「朝鮮人学校に対する措置について」及びその措置細目に従い処置されたい」と、都道府県に改めて確認を求めている。その上で、「措置要綱」「措置細目」中の該当項目は、各種学校新設の場合の認可基準とすること、「旧朝連の財産であるとうたがわれる施設を利用する各種学校はこれを認めない」ことなど、都道府県に対して詳細な指示を発している。¹⁰ こうした法人設立を伴わない各種学校の認可申請件数は不詳である。ただ、京都府では、第二次措置終了後の十一月二日、朝鮮人学校二校を各種学校として学校設置認可をしていることが確認できる。詳細は、次章で検討する。

③ 無認可の学校

無認可の学校に対しては、以下のような通告がなされた。

「朝連○○学校は無認可学校であるから、此の通告受領後直ちに解散されたい。尚もしも解散しなければ学校教育法第八十四条の規定に依り、各種学校の教育を行うものと認める。依って此の通告受領の日から二週間以内に必要な要件を整え認可を受けられたい。」¹¹

まず、解散するよう勧告し、その上で、解散に応じない場合は、都道府県知事が学校教育法第八十四条の規定により各種学校として認定し、認可申請を義務付ける。¹² (図2) 申請をする場合は、「所定の手続き」の(2)「無認可のものについての所定の手続き」によるとした。(表7) 満たすべき要件とその手続きは、学校教育法第一条の学校、及び各種学校の認可を受ける場合と同じである。

一方、申請をしないものは、「第二段」として、以下のような通告がなされた。

「朝連の○○学校は、各種学校設置の認可を受けていないから、学校教育法第四条の規定に違反するものである。よって学校教育法第十三条

第一項の規定に基づき閉鎖を命ずる。」⁽⁴³⁾

これは、認可を義務付けた第四条の違反として、第一三条第一項の規定（法令の規定に故意に違反）に基づく学校閉鎖命令であり、第一条の学校や各種学校の場合と同じである。

閉鎖された無認可の学校一三〇校のうち、第二次措置により閉鎖されたものが九四校あることから、実際に「所定の手続き」に従って、認可申請をした無許可の学校も相当あったと考えられる。

以上、文部省は、朝連設置又は朝連所有とは見なすことのできなかつた学校に対しては、学校教育法に基づく法人、学校の設置認可申請という手続きをとらせ、一法人以外の全ての法人について、不許可又は認可取消の処分を決定し、同法一三条による学校閉鎖命令により、学校を閉鎖した。

こうした文部省の措置に対しては、朝鮮人の側からは、政府の陰謀とする指摘もなされた。以下は、一月七日、兵庫県庁副知事室において、副知事吉川覚との交渉した際の「朝鮮人代表」の発言である。⁽⁴⁴⁾

「我々は法人組織に改組したなら学校の存続が可能と云ふので、県側から示された通り県を経て文部省に申請したにもかかわらず、学校設備の不備を改善し、又財団法人の諸手続きを完了した現在に至って突然一片の文書によって閉鎖通告を行うのは最初から閉鎖の意図のもとに、吾々朝鮮人を弾圧しようとする政府の政治的陰謀としか思えない」

文部省には、最初から閉鎖の意図があったという指摘は、朝鮮人側にはほぼ共有された意識であると推測できる。

この文部省の「意図」は、文部省の担当者の発言として確認できる。先に示した武部正義の「復命書」によると、文部省管理局庶務課事務官洪谷敬三は、「此際一応は申請ですが、最高方針としては閣議決定の線に沿って不認可にして却下する立場で進む」と回答した。⁽⁴⁵⁾これは、法人設置認可の判断について、「厳正」な法執行によるとしつつも、「不認可にして却下すること」が、文部省の「方針」であることを述べたものとして重要である。また、このことは、一〇月一七日付国家地方警察本部次長発の通達が、「手続をしたものは四日までに厳重審査の上許否を決し、（義務教育を行うものには不許可とし、その他のものも不許可の方針をとる）」（表2）と明示していることから確認できる。「不許可」の方針を明示した文部省文書は見出し得ないが、朝連設置や朝連所有と見なせなかつた学校に対してなされた財団法人認可申請という措置について、「一応は申請」という学校教育法に規定する手続きを取らずが、全てを「不許可」、「却下」とすることが文部省の当初からの「方針」であったことを

窺い知ることができる。「方針」が、閉鎖の主体である関係者の中で共有されていたことと併せて、朝鮮人側の関係者に看破されていたことは、注目できることである。

以上、第二次措置では、東京、千葉、神奈川、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島など二九都府県で、二七二校（児童生徒数約三三、〇〇〇人）に学校閉鎖がなされた（表4）。このうち、二政令により接收されたものが六三校、残り二〇九校は、第一三条に基づく学校閉鎖命令によるものであった。学校閉鎖の大半が二政令の適用はでなく、学校教育法に基づくものであったという事実は重要である。

(四) 第一三条をめぐる「疑義」

これまでみたように、二政令が適用できない学校には学校教育法第一三条を適用したが、一九五〇年に作成されたとみられる政府機関の文書では、措置の主体であった文部省や法務府の担当者が、閉鎖措置の法的根拠に「疑義」と指摘しており、重要である。「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」という表題の文書は、文部省管理局及び法務府行政訟務局の「関係係官」が、それぞれの「見解」として閉鎖措置の法的「整合性」や法的根拠について述べたものである。¹⁷ その関連部分を資料4として示した。

「文部省の見解」は「学校教育法第八十四条の規定によれば、都道府県監督庁は関係者に対して当該教育を止めるべき旨命ずることができる」とした上で、「果して閉鎖命令を出し得るものか」、「閉鎖命令に違反したかどにより強制執行をなし得るものか」の二点について「疑義がある」としている。

ひとつは、第八四条により、学校閉鎖命令を出せるかという点である。当時の第八四条は、「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」というもので、前条の規定とは、各種学校については学校教育法の規定を「準用」するということである。文部省は、無認可もしくは不認可とした学校に対して、この第八四条の規定を根拠に、第一三条による閉鎖命令を出したことは、既に明らかにした通りである。閉鎖措置の四ヵ月後、一九五〇年四月に第八四条は改正され、認可を受けずに「引き続き各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができ」と改められた。「文部省の見解」は、この改正された第八四条を指しているが、「やめるべき旨を命ずる」と明確化した第八四条に違反したとしても、解散命令を出すことに「疑義」があるとしている点は重要である。

もうひとつは、仮に閉鎖命令を出せるとしても、閉鎖命令違反により強制執行をなし得るかという点である。これについては、「法務府の見解」が、「学校教育法第八十四条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない。閉鎖命令に違反した場合と雖も学校教育法第十三条、第八十九条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できないようにする外はない」としている。その上で「不作為義務に対しては代執行をなし得ないから、この閉鎖命令或は学校教育法第八十四条に違反しても、強制執行にまではなし得ないと思う」として、学校教育法に基づく閉鎖命令では、学校閉鎖や登校阻止などの強制執行はできないことを明確にしている。

そもそも、第一三条についての一般的解釈では、学校閉鎖命令は、「すでにあたえられた学校設置の認可の効力を将来に向かって失わしめるともに、学校教育の廃絶という事実上の状態を実現すべきことを命ずる行政処分」であるとし、たとえ閉鎖命令に従わない場合でも、「教育活動の廃絶というような不作為義務を実現する方法は、行政代執行法の適用によっては不可能である」から、「閉鎖命令を強制する方法は認められていない」と説明されている。¹⁸⁾これは、「法務府の見解」と同じとみてよい。ところが、第二次措置では、第一三条に基づく学校閉鎖命令の執行にあたって、学校閉鎖命令に応じない場合には、警察力を行使した強制執行が指示されていたことは、以下の資料からも確認できる。

兵庫県では、法人や学校認可を却下された学校・分校四〇校に対する命令通告についての関係当局者の協議が、一月二日に開かれた。以下、神戸連絡調整事務局局長田中三郎の報告文書の一部である。

「本件に関し十一月二日午後一時二〇分より兵庫県知事応接室に於て岸田知事、吉川副知事、谷本総務部長、堀教育長、古山市警局長、本官其他関係係官が集合し、秘密裏に閉鎖接収に関する最終的打合せを行った。その結果、(イ)十一月五日午前九時から十時の間に実施、総務部員と教育官が主体となり一学校一〇人宛二〇〇名を動員するが、この他国警、市警隊員も万々に備えて参加する。(ロ)先ず閉鎖命令を手交し、即刻授業中止を言渡し、授業を止めない場合は拘引その他の警察処置も取る。(ハ)閉鎖命令を手交し、現場で朝連側に於て閉鎖の応ずる意圖を明示したときは、接収官は現場で暫く時を与える。時が経過すれば、断固処置をとることとなった。¹⁹⁾」

ここでは、閉鎖命令通告の際に「授業を止めない場合は拘引その他の警察処置も取る」、「時が経過すれば、断固処置をとる」としていることに注目したい。第一三条に基づく閉鎖命令において、閉鎖命令に応じないものには、「拘引」等の強制措置をとるよう指示していたことである。このことは、国家地方本部次長の通達に、「第二次措置に際して、閉鎖命令に」応じないものは代執行をなし」とあることから確認できる(表2)。²⁰⁾さらに、先の「復命書」においても、文部省事務官洪谷敬三は、違反者に対しては、「行政代執行法に依り、当該行政庁に於て期限を附し、

履行せざる場合は代執行の強制をなすことを戒告する」よう指示している。

以上のことから、文部省管理局及び法務府行政訟務局では、少なくとも学校教育法第一三条による学校閉鎖命令では、学校閉鎖や児童登校阻止などの強制執行はできないという認識も持ちながらも、強制執行を指示していたものとみることができる。

では、法務府が「昨年の閉鎖命令そのものも法的には不備」である、という認識を持ちながらも、法的根拠が薄弱であった強制執行を指示、執行したのは何故だろうか。ここでは、「昨年の閉鎖命令が効を奏したのは朝連財産の接取とゆう条件があったからであって、たとえ閉鎖命令に違反しても強制執行する法的根拠は薄弱である」という「法務府の見解」に注目したい。これは、朝鮮人学校の「処置」にあたっては、二政令による学校施設の接取という強制執行がきわめて「有効」であったことを率直に述べたものといえる。そこで、朝連との関係を見出せない学校に対しての第二次措置においても、たとえ法的根拠が薄弱であっても、学校閉鎖、登校阻止などの強制執行が、より「有効」な「処置」であるとの判断があったとの推測も可能である。

さらに、「昨年の措置はその筋の指示に基き、学校教育法第十三条により閉鎖命令を出したものである」との「法務府の見解」にも注目しておきたい。これは、第一三条による措置、さらにはそれを根拠にした強制執行の指示に、占領軍の関与があったとも推測できる指摘として興味深い。また、「閣議決定事項は内部的な申合せであって法的根拠はない」という「法務府の見解」も同様である。「朝鮮人学校に関する訴訟の主管課」である法務府行政訟務局第一課の見解として、閉鎖に関与した同じ法務府内の特別審査局や民事局との間に、当初から思惑の違いが生じていた可能性があったともみることができる。

三、措置後の中央と地方の動向

(一) 私立学校法の制定

政府による朝鮮人学校の閉鎖措置がほぼ終了した二月一日、国会において私立学校法が成立、同月一五日施行された。私立学校法案は、第一次閉鎖措置直前の一〇月一四日に閣議決定され、第二次閉鎖措置直後の十一月一四日に国会に上程されたものである。仮に、この一〇月から十一月の時点で、朝鮮人学校の閉鎖がなされなかったとしたら、一か月後には、法律的には私立学校として認可されていた朝鮮人学校にも、当然、

私立学校法が適用される事態が生じていたわけである。

私立学校法制定にあたっては、「私立学校の自主性を尊重し無用の干渉を排除する」ことが私立学校に関する教育行政の目標とされており、そのため、私立学校法においては、二つの方策が採られた。ひとつは、私立学校に対する監督事項の制限である。私立学校法第五条では、所轄庁の監督事項を学校の設置、廃止及び設置者の変更の認可と法令違反の場合における学校閉鎖命令との二つの基本事項に限定し、学校教育法第四条で監督事項とされていた「その他監督庁の定める事項」は除かれた。もうひとつは、以上の所轄庁の権限を行使するにあたって、所轄庁が一方的処置をすることを禁じ、その手続きを慎重にしたことである。第八条では、第五条の事項を行う場合は「あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない」とした。⁵¹⁾ そのほか、役員⁵²⁾の解職の勧告又は助成の停止(第五九条) 学校法人に対する解散命令(第六二条) 等の場合においても、所轄庁は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない(第六三条) こととした。

仮に、この閉鎖措置が私立学校法施行後になされたとするならば、例えば、「要綱」や「所定の手続き」に明示された「朝連の構成員が法人の主要役員の職につかせないようにすること」は、「団体等規制令」を前提としたとしても、私立学校法に規定されることになる行政の権限を逸脱することになるであろうと考えられる。さらに、仮に私立学校法の規定に基づき、所轄庁である知事が学校の閉鎖命令や法人の解散命令、役員⁵³⁾の解職勧告を発するとしても、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないことになる。このように、私立学校法が施行されれば、学校教育法を根拠とした措置は、私立学校として認可されていた朝鮮人学校にはとれなくなる事態が、直前に迫っていたことになる。文部省において、私立学校法制定は管理局庶務課が主導しており、同課は閉鎖処置の主管課でもあった。一月五日の第二次措置による学校教育法第一三条の学校閉鎖命令の執行は、同月一日の私立学校法案の国会⁵⁴⁾上程直前という絶妙なタイミングでなされたことに注目したい。

(二) 地方自治体の動向

最後に、措置後の地方自治体レベルでの朝鮮人学校の動向を、現時点で一定の資料を収集できた四都府県について検討する。

以下、閉鎖・接収した朝鮮人学校校舎を朝鮮人児童のみを収容する市立小学校の分校として使用する措置をとった神奈川県⁵⁵⁾の事例、朝鮮人学校を都立学校に移管するという措置をとった東京都⁵⁶⁾の事例、学校閉鎖後、市立小学校で朝鮮人課外教育を開始する措置をとった京都府⁵⁷⁾の事例、文部大臣による財団法人認可取消処分と知事による学校閉鎖命令に対して裁判所に提訴した大阪府⁵⁸⁾の事例である。

① 神奈川県の場合

神奈川県では、一〇月一九日の第一次措置により、私立朝鮮人小学校・分校九校が「二政令適用校」として接収された。⁵³このうち、横須賀市の朝連横須賀小学校は、一九四八年六月に私立小学校として認可を受けた「生徒数一四三、教員数四」、「校舎一棟六七坪」（六教室）の朝鮮人小学校であった。神奈川県が、「設立者」は「在日本朝鮮人連盟横須賀支部委員長趙進勇」であり、「設立者が朝連なる為、朝連財産とみなす」と認定し、一〇月一九日の措置で即刻接収した。⁵⁴その後、接収財産とした朝連横須賀小学校校舎を、当校朝鮮人児童の大半を収容することになった横須賀市立諏訪小学校の「分教場」として使用したいとする横須賀市の申請に対して、神奈川県、法務府との間で文書が交わされ、一月一日には、接収財産の使用が許可された。表8は、双方で交わされた文書を抜粋したものである。

ここで注目すべきは、横須賀市が、「現在では日本人だけでも飽和状態にあるので、この上朝鮮人児童を受入れることは仲々困難」だとし、「本校の分校として授業の完遂を計る」ために、接収された朝鮮人小学校校舎を公立学校の一部として使用できるよう、法務府に要請したことである。法務府は、これを速やかに許可した。これにより、隣接する横須賀市立諏訪小学校に転入させられることになった朝連横須賀小学校の一〇〇名ほどの朝鮮人児童を、諏訪小学校の分校とされた朝連横須賀小学校校舎に収容するという特異な措置が可能となった。⁵⁵これは、文部省が、横須賀市のような地方の「やむを得ない事情」に配慮せざるを得ず、「当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない」との通達を発したことによるものである。⁵⁶

このように「二政令適用校」として閉鎖、接収した朝鮮人小学校校舎を朝鮮人児童のみを収容する市立小学校の分校として使用する措置は、横浜市、川崎市においても、横須賀市とほぼ同様の経緯でなされた。⁵⁷これは、いわゆる「公立朝鮮人学校分校」として、一九六五年まで継続することになる。校舎が従来の朝鮮人学校校舎であり、分校で学ぶ全員が朝鮮人であるという点では、公立小学校の分校という形で朝鮮人学校の形式が引き継がれた側面もあるが、学校の管理運営体制、教員の人事、教育内容その他では、他の公立小学校とほぼ同様であり、従来の朝鮮人学校とは断絶したものであった。

② 東京都の場合

東京都では、第一次措置により無認可の二校が「二政令適用校」として閉鎖、接収されたが、他の朝連経営の学校は、接収をめぐる東京都教

表 8 接收した朝鮮人小学校校舎の使用をめぐる神奈川県と法務府との間に交わされた文書

執行日付 (1949年)	文書名 発信者 宛先	文書内容 (抜粋)
11月12日 (起案文書)	「朝連関係接收財産の使用について」 神奈川県知事発 法務府民事局長宛	…10月19日に朝連系小学校の接收を行いました。管下横須賀市に於いては朝連横須賀小学校に通学の学齢児童を諏訪小学校に収容するよう準備いたして居りましたが、同校も現在では日本人だけでも飽和状態にあるので、この上朝鮮人学童を受入れることは仲々困難がありますので、別紙の通り横須賀市長より財産使用許可申請がありましたので進達いたしますから… (別紙) 普通財産一時使用申請 一、所在、横須賀市小川町16番地 一、種目、建物及備品(元朝鮮人学校) 一、数量、1建物(1)校舎1棟67坪(2)便所1棟5坪…(3)廊下4坪5合計76坪5 一、使用目的 市立諏訪小学校の分教場とする… 昭和24年11月 日 横須賀市長石渡直次 法務総裁殖田俊吉殿 (別紙) 理由書 市立諏訪小学校は…今回100名の学童に入学があり現状のままでは義務教育に支障がありますので、隣接の元横須賀朝鮮人小学校を本校の分校として授業の完遂を計るのでありますから本市の使用をご許可願いたい。
11月15日 (通知文書)	「朝連関係接收財産の使用について」 法務府民事局長村上朝一発、 神奈川県知事宛	10月13日付(通知)に基き接收された朝連横須賀市小学校の学校施設については、その管理を横須賀市長に委託し、とりあえず、右朝鮮人学校閉鎖に伴う学齢児童の学校施設として横須賀市において使用できるような措置されたい
11月25日 (起案文書)	「朝連関係接收財産の使用について」 神奈川県知事発、 横須賀市長宛	11月9日付(通知)にて申請…法務府民事局長名にて許可されましたので、11月22日以降は別紙小学校の施設についてはその管理を貴殿に委託いたしますから責任をもってご使用願います。

以下の文書をもとに作成した。「昭和26年解散団体関係雑書綴」(『歴史的公文書』神奈川県立公文書館)

育委員会と朝鮮人側の交渉の結果、朝鮮人学校を都立学校に移管するという特異な措置がなされた。文部省作成による閉鎖学校一覧表(表4)は、これらの学校を第二次措置による閉鎖学校として記載しており、「第一三条適用校」とみることができ、その「備考」欄には、「自発的に廃校した」という微妙な文言が記されている。

閉鎖措置後の一二月二〇日、東京都は、「東京都立学校設置に関する規則」を定め、朝鮮人学校を都立学校に移管し、都立朝鮮人学校一五校(小学校一二、同分校一、中学校一、高等学校二)を発足させた。同時に「朝鮮人学校取扱要綱」により、運営の基本方針を定めた。「取扱要綱」は、学校施設、教育内容、教員について、以下の三点に要約できる。

- ・現朝鮮人学校の校地、校舎、備品を「都立学校用」として「無償使用貸借」する。
- ・「朝鮮語、朝鮮歴史等は課外教授」とし、それ以外の場合の「教授用語は日本語」とする。
- ・学校長は日本人有資格者、朝鮮人教員は「選考の上採用することがある」。

この旧朝鮮人学校を丸ごと都立学校にしてしまうと

いう措置の成立経過については、朝鮮人側の資料によると、次のように説明されている。⁵⁸⁾「都内一五を数える朝連経営の小中高の接収を廻って両者の衝突は殆ど避けられない状況」であり、「教育委員会が文部省と朝鮮学校管理組合との間に入り」交渉の結果、児童生徒を「都内の日本人公立学校に分散収容するのをやめ、日本の教育法に従うという条件」の下に、都立校として「集団教育」の形で「再出発」することになった。都立朝鮮人学校は、東京都より日本人校長や教諭が派遣され、朝鮮人の講師とともに朝鮮人児童生徒の教育にあたった。しかし、一九五二年六月には、教育長が朝鮮人学校の私立化を言明、一九五四年に都教委は、学校の廃校・私立学校移管の方針を決定、反対運動が繰り広げられる中で、一九五五年三月に廃止されることとなる。

閉鎖された朝鮮人学校を朝鮮人の方の公立朝鮮人学校とするという形態は、神奈川県の事例と同じであったが、東京都では、これらの学校建物は朝連所有であったが接収はされず、朝連所有の旧朝鮮人学校を東京都の「無償使用貸借」による「移管」という措置がなされた。⁵⁹⁾行政の側と朝鮮人の側との妥協の成立により、接収は回避されたものと考えられる。

③ 京都府の場合

京都府では、神奈川県の場合と異なり、第一次措置においては、文部省資料(表4)に「該当がない」と記載があるように、「二政令適用校」として接収された学校はなかった。一〇月一九日の改組通告により、前年九月に小学校及び各種学校の学校設置認可を受けていた財団法人京都朝連学校管理組合連合会が、財団法人京都朝鮮学園を、また、既に一九四七年九月に各種学校の設置認可を受けていた京都朝鮮人教育会が、財団法人大韓民国京都教育会の設立申請をした。これについて、京都連絡調整事務局の「半月報」は、「文部省では審議の結果、両者が合体して一本建てとなり、一五日迄に再申請すべき旨を言明し、認可を一応保留した」としており、文部省から二法人が「合体」するよう指示あったことがわかる。財団法人から朝連の影響をなくすことが文部省の意図と考えられる。しかし、二法人の協議は、「理事者数の割振りの点で話し合いつかず、かたがた、保護者側に合併反対機運もあり」、別々に申請することになり、結局認可されなかった。⁶⁰⁾文部省が何を根拠に両法人の合併を指示したかは不詳である。

一月五日の第二次措置で、京都府は、設置認可申請をした朝連系学校及び申請しなかった学校を「第一三条適用校」とし、学校閉鎖命令を發した。その後、京都市では、市教委と朝鮮人側が交渉により、朝鮮人学校児童の市立小学校への転校が決定されたが、転校する市立小学校で

の朝鮮語授業の問題で交渉が続き、実際の転校は一九五〇年四月の新学期となった。転校後も交渉は継続し、市教委は一九五一年一月、六小學校での放課後の朝鮮人課外教育を開始した。これは、今日まで続く「民族学級」の淵源である。また、市内で最大規模であった朝連西陣小學校は、新法人申請が却下された後も授業を継続、三月二三日の卒業式を終えた後、閉校した。閉校した校舎は、一九五三年、各種学校として京都朝鮮中学（現在の京都朝鮮中・高級学校）が開校することになる。また、京都市立小學校校舎を借用していた京都第一朝連初等学校は、第一次措置以前の九月末に市教委により強制閉鎖され、学校閉鎖措置の対象とされなかった。近隣の市立小學校へ転校した児童も相当数いたが、自ら閉校することはなく、一月に近隣のアパートで授業を再開し、いわゆる「自主学校」として継続し、一九六〇年に京都朝鮮第一初級学校となる。

一方、京都府は、第二次措置終了後一月二日、二つの朝鮮人学校を各種学校設置認可した。⁶¹ひとつは、京都朝鮮梅津学校である。この学校は、改組勧告を受けたが法人設立申請をしなかったことにより、一月五日に閉鎖された各種学校認可の旧京都朝連梅津小學校で、設置者は校長孫三石である。京都府の設置認可起案文書には、「調査要綱」として「設立者及び教員が旧朝連の構成員ではないものと推定する」、「教職員適格審査の合格者であることを確認する」、「設置者孫三石が旧朝連の構成員であることが立証された場合は、即時設置者の変更をなす」の三項が記されている。さらに、申請文書には、孫校長と教員一名について、「旧朝連の構成員であったという積極的な資料はない」という京都府総務部調査課長松本芳郎の証明書が添えられている。

もうひとつは、韓国学院建国小學校である。この学校も法人設立申請をしなかったことにより、一月五日に閉鎖された旧建国小學校である。旧名称に「韓国学院」が追加され、設置者は、朝鮮建国促進京都府本部代表金鐘元である。起案文書の「調査要綱」の前二項は京都朝鮮梅津学校と同じであるが、「設置者〇〇が旧朝連の構成員……」の文言はなく、旧朝連の構成員ではないことを証明する文書は、添付されていない。二校とも学齢児童を対象にした初等教育を午後三時以降に行うとしている。同じように閉鎖された二校ではあったが、旧朝連系学校と建青系学校では、京都府の対応は明らかに異なるものであった。

④ 大阪府の場合

大阪府では、京都府と同様、第一次措置においては、「二政令適用校」として接收された学校はなかった。財団法人朝連学園には、「組織を改組する必要がある」とする知事名による通告がなされた。⁶²朝連学園は、名称変更や理事の改選等「所定の手続き」の要件に従い、新たな法人申請

をしたが、文部省はこれを認めず、一月五日に朝連学園に対し民法第七一条⁽⁶³⁾に基づく法人の設立認可取消指令を発し、大阪府は法人傘下の三三二校全てを「第一三条適用校」として、学校閉鎖命令を通告した。⁽⁶⁵⁾これに対して、朝連学園は、一月一〇日に原告代表者理事宗景台により、大阪府知事赤間文三を被告とする「学校閉鎖処分取消請求」の提訴と「行政処分執行停止の即時抗告」の申請を大阪地裁に、併せて、文部大臣高瀬荘太郎を被告とする「法人設立許可取消の取消請求」を東京地裁に提訴した。このうち、「即時抗告」については、大阪地裁が「学校閉鎖処分取消請求」の判決があるまでの執行停止を命じたが、内閣総理大臣吉田茂による異議申出より、同月二日、執行停止の決定を取消した。これについて『解放新聞』は、弁護士布施辰治の話を以下のように報じた。⁽⁶⁶⁾

「大阪地方裁判所が朝連学園の申請を正しいと認めて、執行停止を採決したのは正当なことであった。それなのに、吉田内閣は、独立した司法権のこのような措置に干渉して、結局これを撤回させてしまった。これは憲法の三権分離に違反して、吉田内閣が司法権まで侵害した」とであり、この結果は、司法権が行政権の前に屈伏したことを暴露したことである」（以下略）

これに対して、朝連学園は一月二四日に大阪高裁、一月二二日に最高裁に再抗告をし、最終的には翌年九月九日に最高裁により抗告棄却となる。また、東京地裁の「法人設立許可取消の取消請求」及び大阪地裁の「学校閉鎖処分取消請求」の二件の「取消請求」訴訟は、一九五二年三月に東京地裁が原告の請求を棄却し、これを受けた大阪地裁も同年一二月に同様に請求を棄却し、いずれも被告文部大臣及び大阪府知事の主張を全面的に採用し、両処分を正当と判断することとなる。⁽⁶⁷⁾

この訴訟は、全国約三六〇校の朝鮮人学校になされた学校閉鎖措置に対して、朝鮮人側が司法の場に提訴した唯一の事例であった。最終的に、裁判所は、文部省及び大阪府の措置を正当と認めることとなったが、その過程で、大阪地裁が文部省及び大阪府による朝鮮人学校閉鎖という措置の執行停止を命じたこと、そして、内閣総理大臣がその執行停止を求めて「抗告」したという事実は、記憶されるべきである。

まとめ

一九四九年一〇月、全国の朝鮮人学校になされた閉鎖措置は、「団体等規正令」及び「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」と学校教育法に基づく学校閉鎖命令という二つの法の執行という形式をとり進められたが、実質的には法的な根拠が薄弱なままに「処置」がなされた。

第一に、学校設置者や所有者が朝連であるとして、「団体等規正令」等を根拠に「廃校」、接收がなされた第一次措置では、団体だけでなく朝連に関係する個人も「朝連設置」の範疇に、「朝連所有」ではないことが明白であっても、過去に朝連の所有歴があれば、「朝連所有」の範疇に含めてしまうものであった。さらに、朝連構成員や朝連財産の認定に際しては、疑いあるものは確実な証拠がなくても認定するよう指示を出すなど、きわめて乱暴な法執行がなされた。

第二に、朝連との関係が明確ではない学校になされた学校教育法を根拠にした第二次措置では、既に認可した法人に対しては、一方的に「改組」を命じて不許可とし、無認可の学校に対しては強制的閉鎖措置をとった。この措置が法的な「疑義」を含まざるを得ないものであったことは、閉鎖に関与した主体であった文部省ですらも認めていた。さらに、注目すべきは、文部省管理局事務官洪谷敬三の発言に見られるように、第二次措置の中核をなした財団法人認可申請において、文部省では、全てを「不許可」、「却下」とするとの「方針」を申請に先立ってあらかじめ決めていたという点である。これが文部省の意図とすれば、法人認可申請という手続きをとらせたのは、審査のためというよりは、学校閉鎖の口実をつくるためのものであったことになる。

第三に、きわめて短期間になされたこの措置の執行には、国レベルでは法務府特別審査局、同民事局、文部省管理局、及び国家地方警察本部が、地方レベルでは都道府県知事、総務部等の担当当局と自治体警察があたった。さらに背後では、地方軍政部との窓口である連絡調整地方事務局の関与も見られた。このように閉鎖に関与した主体の広がりが大きいだけに、そこにはそれぞれ思惑の違いも存在していた。滋賀県調査課主事武部正義の「復命書」や、朝連横須賀朝鮮人小学校の接收校舎の使用をめくり交わされた文書などから、政府レベルと地方レベルとで様々な思惑の違いが生じていたことがわかる。このことは政府機関の間でもいえることである。一連の措置は、「朝鮮人学校処置方針」という閣議決定に基づいたものであるが、法務府は「閣議決定事項は内部的な申合せであって法的根拠はない」という見解を示していた。こうした違いが重要であるのは、思惑の違いが生じざるを得ないほどに、法的根拠が薄弱なままに法の執行がなされたことの証左と考えられるからである。

また、本稿では、閉鎖した三六二校の朝鮮人学校を、適用した法令により四つのタイプに類型化できることを示した。ここで着目すべきは、タイプDとして示した学校、即ち二政令でなく学校教育法に基づき閉鎖した学校が二五校、全体の六割を占めたという事実である。これうち約半数は、閉鎖勧告に従った学校と「所定の手続き」に依らず閉鎖された学校であり、残り半数は、法人認可申請が却下された学校であった。これは、朝連解散という絶対的な措置の下でなされた学校閉鎖であったが、実際の法執行にあたっては、超憲法的性格を持つとされた二政令で

さえも適用が困難な場合も多く、二次的な問題と見なしていた学校教育法上の根拠や手続きに依拠せざるを得なかったという当措置の実相を示すものといえる。

本研究では、神奈川県、滋賀県、京都府の「解散団体関係文書」と『外交記録公開文書』に残された政府と自治体の文書を通して、朝鮮人学校閉鎖措置の枠組み、法執行の問題について検討した。しかし、多くの文書が「極秘」扱いとされていたことや文部省、法務府の閉鎖措置関連の行政文書自体が公開されていないことなどにより、不明な点も残された。また、法務府の見解を示した文書には、閉鎖措置の法の施行に占領軍が関与したとも受け取れる記述が見られた。さらに、この措置は、政府によって全国一斉になされたものであったが、「表4」及び「地方自治体の動向」でみたように、執行された措置とその後の動向には、地方ごとの顕著な違いも見られた。これらの検討は、今後の課題である。

■資料1

法務府特別審査局長〔吉河光貞〕・文部省管理局長〔久保田藤麿〕発、都道府県知事・教育委員会宛通達「朝鮮人学校に対する措置について」（措置要綱）（文管庶第六九号）、一九四九年一〇月一三日。（典拠『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』、『外交記録公開文書I-10043』、外務省外交史料館）

朝鮮人学校の措置については、閣議決定の方針に基いて、別紙措置要綱に掲げる措置を遺漏なく講じ、その結果を逐次報告させるよう、命により通達します。
措置要綱

朝鮮人学校の取り扱い方針は、昨年五月の覚書並びに発学二〇〇号で明らかであるが、その後の事情にかんがみると、これが必ずしも遵守せられていないので、これを遵守させる必要がある。また、今回在日朝鮮人連盟の解散指定が行われたことにより、この際日本の法令及びこれに基く命令を厳正に遵守させる必要がある。このため朝鮮人学校に対しては、別紙の方針に基いて、左に掲げる措置を講ずるものとする。

一、学校について

- 1 教育基本法、学校教育法その他の教育関係法令並びに法令に基いて行う監督庁の命令を遵守せしめること。
 - 2 教科書は、国定教科書又は文部省検定教科書を使用することを原則とするが、朝鮮語、朝鮮の歴史等について朝鮮人独自の教育をなす場合の図書は、所定の認可を受けたものを使用することを遵守させること。
 - 3 教育面において、旧朝鮮人連盟の主義、主張、行動を宣伝、普及又は支持するような一切の傾向を払拭させること。
 - 4 学校の施設を旧朝鮮人連盟関係の会合その他に利用させないこと。なお、学校教育法第八十九条の規定を遵守させること。
 - 5 無認可学校について、所定の手続きを経て認可を受けさせること。
 - 6 旧朝鮮人連盟の本部、支部等が設置していた学校については、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして処置すること。
- 二、学校管理組合の役員、学校の教員等について
- 1 旧朝鮮人連盟の構成員であった者を学校管理組合、学校経営の財団法人その他学校関係の団体の主要役員の職に就かしめないよう措置すること（団体等規正令第五条）。

2 学校管理組合、学校経営の財団法人その他学校関係の団体の構成員中、旧朝鮮人連盟の構成員であった者が四分の一をこえないよう措置せしめること（団体等規正令第五条）。

3 校長、教員等の学校職員については、1及び2に準ずることはもちろん、教職員の除去及び就職の禁止等の件の施行に関する規則別表第一第三号の該当事実があるかどうか再審査すること。

4 旧朝鮮人連盟の被追放者を直ちに一切の前記学校管理組合、財団法人、学校等から排除すること（教職員の除去及び就職の禁止等に関する政令）。

5 旧朝鮮人連盟の本部、支部、分会等の役員が当然に学校管理組合、財団法人、学校等の役員となるような規約その他は直ちに改正せしめること。

6 学校管理組合、財団法人、学校等の人事権を旧朝鮮人連盟がもつとき規約等は直ちに改正せしめるとともに、旧朝鮮人連盟の指導的人物であった者が事実上人事について容かいしないようにすること。

7 旧朝鮮人連盟の指導的人物が学校、学校管理組合、財団法人その他の学校関係団体において、旧朝鮮人連盟の主義、主張、行動普及、宣伝又は支持するような活動等を一切しないようにさせること。

三、名称について

学校管理組合、財団法人、学校等、学校関係一切のものの名称から、在日朝鮮人連盟、朝連又はこれを想起させるような字句を削除させること。

四、前項のほか、学校、学校管理組合、財団法人、その他学校関係の団体が旧朝鮮人連盟の指導下或いは支配下にあるような一切の傾向を払拭させること。

五、以上の措置をとらない場合の処置について

以上に掲げられた事項を遵守しない学校管理組合、財団法人、学校、学校関係の団体について、学校教育法等の法令に基づく行政措置を講ずること。

六、生徒、児童の処置について

本令を遵守しないで閉鎖を命ぜられた学校並びに旧朝鮮人連盟の解散に伴い当然にも廃校となる学校及び事実上経営困難となる学校に在学する児童、生徒については、

これができる限り、公立学校に収容するようその措置に遺漏のないようにすること。

七、民青等解散の指定を受けた団体関係の学校についても、以上の措置を適用すること。

■資料2

「措置細目」（一部）（一九四九年一月三日）（典拠『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』、『外交記録公開文書1-0043』、外務省外交史料館）

二、無認可の朝鮮人学校は解散するように勧告し、勧告に応じないものは学校教育法第八十四条の規定に依り認定し、二週間以内に所定に手続きを経て、認可を受けさせ、認可申請をしないものは、これが閉鎖を命じること、（方針の二、及び措置一の一）

六、朝連の本部、支部等の設置していた学校（朝連の本部長、支部長等の代表者が設置者となっている学校を含む）は、直ちに廃校として処置するが、それらの学校に通学する児童生徒は閉鎖通告と共に公立学校に収容すること。

七、PTA、教育者同盟、同窓会、その他学校に関係する団体についても、団体等規正令を適用する。（措置の二の一、及び二）

九、「措置要綱」を遵守しない学校、学校管理組合等については、学校教育法に基く設備、授業等の変更命令、学校閉鎖命令、団体等規正令による行政措置を講ずる。（措置の五）

一〇、財団法人、学校管理組合の設置する朝鮮小学校で、その施設に朝連所有のもの（朝連の本部長、支部長等代表者の名義のものも含む）を使用している場合は、当該学

校に在籍する児童生徒は、これを速かに転校させるように処置すること。

一一、「措置要綱」より改組の上財団法人の許可申請をしようとするものがある場合は二週間以内に所定の手続きにより申請せしめ、昨年五月発学二〇〇号通牒に基いて別記要領により処理すること。

一二、在日本朝鮮人居留民関係の学校についても、本措置に準じた取扱いをすること。

■資料3

〔滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書〕（一九四九年一〇月二十九日付）（一部）〔典拠「昭24解散団体財産管理、昭05-10」、『滋賀県行政文書』〕

命により十月二十七日より三日間東京都に出張、法務府民事局第五課、同特審局第四課、文部省管理局庶務課におもむき、解散団体の資産売却実施要領、朝鮮人学校問題等に関し、各々主管課に於て打合せ質疑をなした顛末を左記の通り報告いたします。

昭和二十四年十月二十九日

総務部調査課主事 武部正義

滋賀県知事 服部岩吉殿

記

一、法務府民事局第五課 阿川課長、田中、小関、中島各事務官回答

問、朝鮮人学校（学校管理組合）と解散団体朝連、民青との政令第二三八号第二条の關係に付鋭意調査中であるが、確実なる証拠をつかみ得ず、来月四日の閉鎖期限までに調査不能な場合の措置。

答、かつて朝連、民青所有資産の疑のあるものは、団体等規正令第六条に基き保全処分をなし、反証を求める等の手段を講じ、鋭意糾明し積極的に処理していただきたい。例えば、かつて朝連何々学校とか、設立者が朝連の有力なメンバーであるものは一応疑あるものとして考えられたい。〔中略〕

二、文部省管理局庶務課 渋谷事務官回答

問 閉鎖命令交付後の処置要領は如何にすべきか。

答 学校教育法第十三条により教育活動一切を停止させる。この命令に違反したものに對しては、教育法第八十九条が適用されるのであるが、これら違反者に対しては昭和二十三年法律第四十三号行政代執行法に依り当該行政庁に於て期限を附し、履行せざる場合は代執行の強制をなすことを戒告する。閉鎖命令書は直接責任者に手交し、受取を拒絶する場合には内容証明にて送達されたい。

問 閉鎖命令後、如何なる程度を以て教育活動を停止した状態とみるか。

答 閉鎖された学校に教師、生徒の出入がなければ一応教育活動の停止と見て、接収に關係のない場合はこれ以上、設備の撤去等を講じる必要はないと思う。

問 本件事務処理に要する費用として予算的措置を取って頂けるか。

答 現在の処予算的措置は考えていない。考慮はするが今の処何とも申上げられない。但し義務教育費の国庫負担は朝鮮人学校の閉鎖により、生徒、教師の増加するところが考えられるので補正予算に於て臨時国会に提出する。多分、現在の基準定員以外の各府県負担定員の半分を国庫から負担する積りである。〔中略〕

問 文部省の方針、見界が知りたい。

答 文部省としては昨年朝鮮人学校に関する問題について、朝連代表との間に覚書を手交し日本法令を遵守することを条件としていたのであるが、その後日本の法令を遵守するムキがないので、此際一応は申請さすが、最高方針としては閣議決定の線に沿って不認可にして却下する立場で進む。各種学校については要件が具備すれば

認可せざる得ないが、この際も授業時間学則等各方面から検討して判断を下し、義務教育と競合反するものは認可しないから、立前はやはり認可をしない方針で行きたい。

問 閉鎖後生徒の措置について具体的に説明して頂きたい。

答 公立学校に就学すべきであり、朝鮮人クラスは認められないが止むを得ない場合には暫定的措置としてやらねばならないと思う。又建物や教育施設が国の所有に帰した場合、関係当局と折衝して日本人教師により公立学校の分校として授業することも考えられるが、永続的なものと考えては困る。名称も特殊なものはいけない。何々学校分校等にすべきだ。この場合、学区関係は考慮に入れなくてよい。課外に朝鮮語、歴史を教えることは差支えないと思う。朝鮮人教師は外国人として取扱われるので法的に正規には公務員として採用することは出来ないが雇傭契約による雇教師としてやることは出来ないと思う。朝鮮人学校閉鎖後の様子を見ると、東京都の朝鮮人は閉鎖の件については諦めてだんだん政府の方針を理解し、今後有利に展開させようといういろいろ具体的な交渉に乗出している。(例へば朝鮮語課外教育等)〔中略〕

三、法務府特別審査局第四課 鈴木第二係長回答

問 朝鮮人学校団体が団体等規正令第五条に該当如何が学校認可の可否を決するので、慎重を期したいが、解散団体朝連、民青の団体名簿がないので、構成員認定に困却しているので具体的な方法が承りたい。

答 1、個人の言動が朝連的傾向(北鮮支持派も有力である)のある者。2、民団派数人に対して解散団体の構成員であるとの証言をとる。併し一方的であるから民団派以外の者の証言をとる事も必要である。3、警察署長の証言も有力である。4、解散団体のための努力的な活動をなした者は一応構成員と見做して差しつかない。韓国国民登録を代表□にしているものは一応除外してよい。「この際政治的關係があるから慎重を期せられたい」以上から推定して県知事が認定しよよい。名簿がないのであるから反証がないので差支はないと思う。

■資料4

「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」(典拠『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』『外交記録公開文書I-0043』、外務省外交史料館)

協議官庁並びに関係係官

文部省管理局庶務課福田繁、管理課長清水康平、庶務課安嶋事務官、渋谷事務官、柳川事務官

法務府行政事務局第一課長鶴沢晋、検事眞船孝允、入江事務官

備考 文部省管理局庶務課は朝鮮人学校に関する主管課、法務府行政事務局第一課は朝鮮人学校に関する訴訟の主管課

文部省の見解、

一、大崎、往還、小坂井の朝鮮人学校に対して学校教育法第八十四条を適用して処置するのが妥当である。愛知県より文書照会があればこの旨文書回答する。

一、横須賀の各種学校は申請書類の内容審査及び現地調査に基づき「閣議決定措置事項」(昭和二四、一〇、一二)の条項と精神に違反するものと認められるから不認可にするを適当とする。但し不認可処置に対して無効訴訟をおこされるおそれがあるから対抗すべき理由を検討しておくことが必要である。

一、上述の四校に対して何れも学校教育法第八十四条を適用して学校教育法第十三条によらないのは昨年の閉鎖命令を出してから一年有余を経過し且つ設置者、教職員組織その他に同一性を認め難し且つ第一条の学校認定が疑問であるからである、

一、学校教育法第八十四条によれば都道府県監督庁は関係者に対して当該教育を止めるべき旨命することができが果して閉鎖命令を出し得るものか又は閉鎖命令に違反

したかどにより強制執行をなし得るものかについて疑義があるから法務府と打合せの必要がある。

一、朝鮮人学校に関しては本年三月十四日付文管庶第八十六号の通達に基き文部省と充分協議して遺憾なきを期せられたい。
法務府の見解

一、昨年の閉鎖命令が効を奏したのは朝連財産の接収とゆう条件があつたからであつて、たとえ閉鎖命令に違反しても強制執行する法的根拠は薄弱である。昨年の閉鎖命令そのものも法的には不備であつて当然無効訴訟の対象となり得たものであつた。そのため、無効訴訟をしたものもあつた。

一、学校教育法第八十四条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない。閉鎖命令に違反した場合と雖も学校教育法第十三条、第八十九条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できないようにする外はない。

一、強制執行を必要とする場合には団体等規正令、政令違反、或は総司令部覚書によらねばならないと思ふ。

一、閣議決定事項は内部的な申合せであつて法的根拠はない。
一、不認可取消の訴訟が起きた場合これに対して監督官庁（知事）の裁量行為（私学審議会の答申に裏付けられた）として対抗出来るが一応訴訟対象となり得る。
従つて不認可理由が薄弱であれば面倒な事件となるおそれがある。

一、昨年の措置はその筋の指示に基き学校教育法第十三条により閉鎖命令を出したものである。しかし、不作為義務に対しては代執行をなし得ないからこの閉鎖命令或は学校教育法第八十四条に違反しても強制執行にまではなし得ないと思ふ。

一、今般の朝鮮人学校の場合は昨年とやや趣を異にしているから法務府行政訴訟局としては文部省その他関係官庁より資料を提出して貰いその対策について十分検討する。関係官庁に於ても文部省その他との連絡を密にし慎重に対処されたい。

注

(1) 拙稿「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開―行政当局と朝鮮人団体との交渉に着目して―」『日本の教育史学』第五四集、教育史学会、二〇一一年。

(2) 拙稿「占領期朝鮮人学校の教育費問題―「国庫負担請願」の背景とその意味―」『朝鮮史研究会論文集』第五〇集、朝鮮史研究会、二〇一二年。

(3) 小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史篇』亜紀書房、一九七三年、二六二頁。

(4) 殖田俊吉（一八九〇～一九六〇）一九二九年拓務省殖産局長、以後、台湾総督府殖産局長、関東庁財務局長、一九四八年法務総裁。

(5) 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、一九九七年、五六六～五六七頁。

(6) 一橋修、蝦名良亮、ロバート・リケット、李焚娘「共同研究 占領下に於ける在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（一）」『青丘学術論集』第六集、一九九五年。鄭榮桓「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題―勅令第一〇一号・団体等規正令を中心に―」『朝鮮史研究会論文集』第四七集、二〇〇九年。

(7) 文書の閲覧はできないため、県条例に基づく公文書公開請求により入手した。
(8) 朝連の青年組織である在日朝鮮民主青年同盟（民青）の全組織と在日大韓民国居留民団（民団）宮城県本部、大韓民国建国青年同盟（建青）塩釜本部に対しても同じ措置がなされた。

(9) 「団体等規正令」（政令第六四号、一九四九年四月四日制定）第二条 その目的又は行為が左の各号の一に該当する政党、協会その他の団体は、結成し、又は指導してはならない。一 占領軍に対して反抗し、若しくは反対し、又は日本国政府が連合国最高司令官の要求に基いて発した命令に対して反抗し、若しくは反対すること。（中略）七 暗殺その他の暴力主義的企画によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、若しくは正当化すること。

- (10) 吉河光貞（一九〇九〜一九八八）戦前は思想検事としてゾルゲ事件の捜査に参加、一九四八年法務庁特別審査局長、一九六四年公安調査庁長官。
- (11) 久保田藤磨（一九〇七〜一九九三）一九四九年六月文部省管理局長（〜五二年）以後、調査局長、一九六〇年衆議院議員。
- (12) 「措置細目」は、通牒「朝鮮人学校に対する措置について」に続いて綴られている手書き文書である。（『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』一〇月三日付通達には「措置細目」についての明示はないが、本稿では「措置要綱」と「措置細目」は一对のものとして判断した。一月一日付文部事務次官通達「朝鮮人各種学校の設置認可について」では、標記の「取扱いについては、本年一〇月三日付文管庶第六九号通達「朝鮮人学校に対する措置について」及びその措置細目に従い処置されたい」と記されていることによる。
- (13) 昭和三年政令第三三八号、一九四八年八月一日制定。
- (14) 伊藤日出登（一九〇二〜一九七四）一九四八年三月文部事務次官（〜五〇年）。
- (15) 文部次官発、都道府県教職員適格審査委員長宛通達「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」（文人適第四六号）一九四九年一〇月三日、「教職審査例規昭和二四〜二七年度調査課」（昭27-11）『京都市庁文書』。原資料はガリ印刷、右上に「極秘」の印がある。
- (16) 「教職員の適格審査をする委員会の規程」第三条「文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができ」る。文部省審査関係法規研究会著『教職適格審査関係法規と解説』國立書院、一九四八年一〇月、一一二頁。
- (17) 「三 行為あるいは義務の不履行により、連合国軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者」、『教職適格審査関係法規と解説』一〇一頁。
- (18) 文部省では第二次措置を一月四日とし、法務府通牒においても「一月四日に閉鎖命令を示達」としているが、実際には、都道府県は一月五日に学校閉鎖命令を発した。
- (19) 財団法人白頭学園（小学校、中学校、高等学校、計三校）大阪府。
- (20) 措置は解散指定された朝連、民青の朝鮮人学校が対象であったが、「細目」には「在日本朝鮮人居留民団関係の学校についても、本措置に準じた取り扱いすること」とある。（資料2）
- (21) 溝淵増己（一九〇〇〜一九八四）一九四八年国家地方警察本部次長（〜五二年）、一九五五年高知県知事（〜七四年）。
- (22) 村上朝一（一九〇六〜一九八七）一九四八年法務庁民事局長、法務府、法務省民事局長（〜五七年）、六八年最高裁判事、七三年最高裁判所長官。解散団体財産管理は法務庁民事局が主管した。
- (23) 措置は解散指定された朝連、民青の朝鮮人学校が対象であったが、解散指定がなされていない在日本朝鮮人居留民団関係の学校についても「細目」に「本措置に準じた取り扱いすること」と明示された。
- (24) 「昭24解散団体財産管理 昭05-9」『滋賀県庁行政文書』。
- (25) 前掲「昭24解散団体財産管理 昭05-9」。電報本文には暗号が使われており、県の担当者による解説文が書き込まれている。当文書には、この電報文に続いて「教育機関」との表題の県内の朝鮮人学校名（所在地・校長名）、教員数、生徒数、教育状況の書き込まれた一覧表が綴られている。
- (26) 「朝連等傘下学校の調査について」法務府民事局長宛一九四九年一〇月二五日付起案文書「朝連学校関係綴」（『歴史的公文書』神奈川県立公文書館）。当文書には当該資料と同様式の他九小学校（いずれも朝連小学校・分校）の調査書が綴られている。
- (27) 学校教育法第二三条「左の各号の一に該当する場合においては、監督庁は学校の閉鎖を命ずることができ。一 法令の規定に故意に違反したとき 二 法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき 三 六箇月以上授業を行わなかったとき」。

- (28) 『在本邦諸外国入学校教育関係朝鮮入学校関係』(外交記録公開文書I-0043)、『外務省外交史料館』。
- (29) 『滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書』一九四九年一月二十九日。〔昭24解散団体財産管理、昭05-10〕、『滋賀県行政文書』。
- (30) 「二政令」に基づき「接収」された朝連建物の所有権確認等を求めた民事訴訟の判決において、同政令と憲法との関係について以下の判断が示されている。「本件にみられるような団体の解散命令やその財産の接収は日本国憲法に基く行為としては違法の疑いが濃いのであるが、ことは日本が連合軍によって占領せられていた間に起ったことであり、問題は占領状態下の法律状況によって決せられる」「日本国の統治は最高司令官が降伏条項を実施するため日本国憲法にかかわらず全く自由に自ら適当と認める措置をとり日本国政府はこれを実施すること定めたのである。されば最高司令官は降伏条項を実施するためには日本国憲法にかかわらず全く自由に自ら適当と認める措置を憲法に違反する事項である」と否とを問わず効力を有するものである」とした。〔建物所有権確認、建物所有権移転登記抹消等請求事件〕東京高等昭三四(ネ)七九四号〔原告在日朝鮮人連盟執行委員長金英敦、被告国〕一九六一年一月二十五日判決。〔下級裁判所民事裁判例集〕第一二巻第一号、最高裁判所事務総局。〕
- (31) 拙稿「占領期朝鮮入学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用―滋賀県の事例に即して―」〔教育史・比較教育論考〕第二〇号、北海道大学大学院教育学研究院、二〇一〇年。参照。
- (32) 大阪府では、「四百余名を審査」し、一月二日に「三十二名を不適格、六名保留」としたとされている。(梁永厚「大阪における四・二四教育闘争の覚え書き(2)」『在日朝鮮人史研究』第七号、一九八〇年)。
- (33) 文部省森田総務課長談話、一九四九年一月十九日。これは、前年五月の「覚書」において、二ヶ月以内の法人設立を条件に学校設置の認可を認めていたことにより、実際には、設置者が財団法人となっていたりなかった私立朝鮮人小学校が存在していたことを理由にしたものである。
- (34) 同令第五条には、解散団体でない団体においても「その主要役員のいずれか」あるいは「その構成員の四分の一を越える者」が「解散団体の構成員であった」場合は、「第二条の団体〔解散団体〕とみなす」という条項が存在する。
- (35) 吉橋敏雄『団体等規正令解説』一九五一年、みのり書房、二二―二二頁。
- (36) 「京都府における朝鮮入学校改組勧告に関する件」京都連絡調整事務局局長外務大臣宛(京連第二三八号)一九四九年一月二十四日。
- (37) 梁永厚によると、各都道府県からの再認可、新規認可の申請は一六法人、九〇校である。出典は不明。(前掲、梁永厚「大阪における四・二四教育闘争の覚え書き(2)」)。
- (38) 「昭24」26学事(昭03-62)、「朝鮮入学校関係書類」『滋賀県行政文書』。
- (39) 「措置要綱」では、学校教育法第八十五条の「学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」との規程を根拠に「学校の施設を旧朝鮮人連盟関係の会合その他に利用させないこと」としている(「措置要綱」1-4)。
- (40) 文部事務次官発、都道府県知事・教育委員会宛通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶第六九号)一九四九年一月十三日。
- (41) 「通告例―無認可学校(第一段)」前掲『在本邦諸外国入学校教育関係朝鮮入学校関係』。
- (42) 第八四条「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」。第八四条の運用をめぐる問題については、前掲、拙稿「占領期朝鮮入学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用」参照。
- (43) 「朝鮮入学校に対する措置について」〔昭24解散団体財産管理〕『滋賀県行政文書』。
- (44) 神戸連絡調整事務局局長田中三郎、外務大臣吉田茂宛「朝連学校閉鎖に関する件」(神連第一九九号)一九四九年一月九日、前掲『在本邦諸外国入学校教育関係朝鮮入学校関係』。
- (45) 文部省管理局庶務課事務官洪谷敬三(一九二〇-二〇二二)のち文部省体育局長(一九七一-七四)。

- (46) 前掲「滋賀県総務部調査課主事武部正義の復命書」一九四九年一月二十九日。
- (47) 当文書は「東海北陸連絡調整事務局」と印刷された罫紙三枚に手書きで記されたもので、標記文書名以外には、日付、宛先、作成者の表記はない。内容から見て、閉鎖措置の翌年一九五〇年に、愛知県と神奈川県で朝鮮人学校四校の「無認可」朝鮮人学校が「発見」され、その「処置」にあたっての「法的根拠」について、文部省管理局庶務課と法務府行政訴訟局第一課との協議内容が記録されており、東海北陸連絡調整事務局が外務省に報告した文書の一部と考えられる。
- (48) 鈴木勲『逐条 学校教育法』学陽書房、一九九九年。
- (49) 前掲、神戸連絡調整事務局局長田中三郎、外務大臣吉田茂宛「朝連学校閉鎖に関する件」。
- (50) 福田繁安嶋彌『私立学校法詳説』玉川大学出版部、一九五〇年、二三頁。
- (51) 私立学校法（法律第二七〇号、一九四九年二月一日制定）第五条 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四条及び第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる権限を有する。一 私立学校の設置廃止（中略）及び設置者の変更認可を行なうこと。二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかったとき、その閉鎖を命ずること。三 学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない。第八条 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五条各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならない。
- (52) 前掲、拙稿「占領期朝鮮人学校の教育費問題―「国庫負担請願」の背景とその意味―」参照。
- (53) ただし、文部省作成による閉鎖学校一覧表には、これらの学校の「備考」欄にまとめて「自発的に廃校した」と書かれている。本文の示した特異な措置を指すものと考えられる。
- (54) 前掲、小沢有作『在日朝鮮人教育歴史編』は、この日当校になされた警察力行使した「接收」の様子を金達寿『前夜の章』を引用して紹介している。
- (55) 神奈川県では横浜市、川崎市においても横須賀市と同様の措置により、旧朝連小学校校舎を市立小学校の分校とした朝鮮人児童のみを收容したが開設された。
- (56) 文部省事務次官発、都道府県知事・教育委員会宛通達「公立学校における朝鮮語等の取扱について」（文初庶第一六六号）、一九四九年一月一日。「收容すべき朝鮮人の児童生徒は一般の学級に編入することが適当であるが、学力補充、その他やむをえない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない」。
- (57) 今里幸子「神奈川における在日朝鮮人教育の民族教育―一九四五年―一九四九年を中心」『在日朝鮮人史研究』第三九号、二〇〇九年。
- (58) 『民族教育の正しい解決はどうあるべきか?―在日朝鮮人教育問題について―』在日朝鮮人学校PTA全国連合会。発行年は不明であるが、内容から判断して一九五一年後半から五二年前半と考えられる。
- (59) マキー智子の研究によると、公立朝鮮人学校は七都府県で四五校が開設され、開設時期は一九四九年一月から一九五〇年四月までに集中していたが、短期間で廃止されたもの、一九六五年頃までの長期にわたって継続されたものなど、その後の経過は地方によって異なった。（マキー智子「公立朝鮮人学校の開設―戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一容態―『日本の教育史学』第五五集、教育史学会、二〇一二年」。
- (60) 「京都府における朝鮮人学校法人設立認可申請に関する件」一九四八年一月五日、京都連絡調整事務局『執務半月報』第四二号（一月一日―一月十五日）。
- (61) 「学校設置廃止昭24-17」『京都府庁文書』。
- (62) 経過については以下の資料による。「大阪府教育委員会資料⑥大阪府下における朝鮮人学校問題について」大阪府教育委員会事務局学事課、一九五四年。（『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅱ』明石書店、一九八九年）。
- (63) 民法第七一条「法人が其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得」。

- (64) (文部省指令) 文管第九四号 昭和二十四年一月五日 文部大臣 「民法七十一条により財団法人朝連学園の設立許可を取り消す。」財団法人朝連学園理事長殿。
- (65) (学校閉鎖命令) 建第八〇六号 昭和二十四年一月五日 大阪府知事 「学校は昭和二十四年一月五日付文管第九四号により既法人に対し別途設立認可の取消しがあつたから閉鎖を命ずる」 財団法人朝連学園理事長殿。
- (66) 『解放新聞』第三一九号、一九四九年一月二十五日(原文朝鮮語)。
- (67) 原告は控訴しなかつたことから、二件の「取消請求」判決は確定した。